

第九十六回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 十 三 号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 石井 一君

理事 愛野興一郎君

理事 田名部匡省君

理事 上田 卓三君

理事 市川 雄一君

理事 有馬 元治君

理事 狩野 明男君

理事 倉成 正君

理事 細田 吉藏君

理事 宮崎 茂一君

理事 岩垂壽喜男君

理事 沢田 広君

理事 榊 利夫君

理事 橋崎弥之助君

出席國務大臣

國務大臣

(行政) 管理庁長

中曾根康弘君

出席政府委員

人事院 總裁

藤井 貞夫君

人事院事務総局

加藤 主朗君

管理局長

山田 進君

總理府人事局長

佐々木晴夫君

臨時行政調査会

事務局長

山本 貞雄君

臨時行政調査会

事務局首席調査

員

委員外の出席者

行政管理庁行政

監察局長

中 庄二君

内閣官房内閣参

事官

中村 徹君

大蔵省主税局税

制第三課長

真鍋 光広君

運輸大臣官房地

域計画課長

後出 豊君

運輸大臣官房地

策計画官

渡辺 信夫君

運輸省自動車局

業務部旅客課長

寺嶋 潔君

内閣委員会調査

室長

山口 一君

委員の異動

四月十六日

上草 義輝君

補欠選任

石原慎太郎君

同日

上草 義輝君

補欠選任

石原慎太郎君

同日

上草 義輝君

補欠選任

行政管理庁行政

監察局長

中 庄二君

内閣官房内閣参

事官

中村 徹君

大蔵省主税局税

制第三課長

真鍋 光広君

運輸大臣官房地

域計画課長

後出 豊君

運輸大臣官房地

策計画官

渡辺 信夫君

運輸省自動車局

業務部旅客課長

寺嶋 潔君

内閣委員会調査

室長

山口 一君

委員の異動

四月十六日

上草 義輝君

補欠選任

石原慎太郎君

同日

上草 義輝君

補欠選任

石原慎太郎君

同日

上草 義輝君

補欠選任

石原慎太郎君

旧樺太住民の補償に関する請願(塚原俊平君紹

介(第二二四八号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及

び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法

律案(内閣提出第七二号)

○石井委員長 これより会議を開きます。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及

び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法

律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。鈴切康雄君。

○鈴切委員 昨今の大変に厳しい財政状況の中に

あって、この財政問題をどうするかということは、

これは多くの国民の関心の的であります。なかん

づく臨調の会長である土光さんが、増税なき財政

再建を目指してということ、七月を目指して基

本答申作成に努力をされております。臨調の第一

部会の「行政改革の理念」の素案を見させていただ

きましたけれども、これは行革を進めることに

よって今後数年間は国民の税負担をふやすべきで

はないということを描いてあります。このこと

はまことに評価すべきことであらう、私はそのよ

うに思っておりますが、中曾根行政庁長官は増税

なき財政再建というものをどのように認識をされ

ているか。また、その増税ということとは、どうい

うことが行われた場合においてそれが増税に該当

するのだとお考えになっておられるか、その認識を

まず伺いたいと思います。

○中曾根國務大臣 「増税なき財政再建」という

言葉は政治用語であるだろうと思ひまして、人に

よってその感觸が違ふことがあり得ると思つてお

ります。これが法律用語でありまるとある程度固

定しておりますけれども、政治用語という性格が

あるだろうと思つております。

私は、わりあいこれを厳しく考えておるもの

でございまして、たとえば新しい税目を起こすと

かあるいは新しく税率を上げるとか、そういうよ

うな制度の改革等によりまして税額、税収をふや

す、そういうようなやり方はこれは増税と考えて

おります。ただ、租税特別措置の見直し等による

公平税制の実現、こういうような場合の種々の変

化はその中に含まれない、そういうふうに考えて

おります。

○鈴切委員 増税なき財政再建というのは政治用

語だからかなり幅があるだろう、そういうことか

ら考えると、いろいろな考え方があられるけれども私

は厳しくそれを見たいといふふうにおつ

しやつたわけでありまして、実は、増税な

き財政再建という問題について余り幅がありま

す、これはその解釈の仕方によってはかなり問題

が出てくることにならうかと思つておるわけであ

ります。そういう意味において、これは厳しく受け取

るのが当然ではないか。またそれは、土光会長が

私の生命を賭してこの問題に對してぜひ取り組ん

でまいりたい、そのようにおつしやつたのもそこ

にあるわけであり、また、増税の方に入つてし

まつたならば、これは確かに財政再建ということ

についてはある程度それなりに方法が開けるかも

しれませんけれども、行政改革というものは全

くなく、なされないままに終わつてしまふという問題があ

らうかと思ひます。

そこで、いま現在昭和五十六年度の予算も、当

初一兆四千億の増税とともに二兆四の赤字国債の

ども、景気の低迷による税収の見込み違いといひますか、それが約二兆二千億から二兆六千億ぐらゐ出るということ、事実上財政再建路線が破綻したのではないか、そういうふう言われております。これはまさしく政府の経済運営の失敗と同時に、大変な見込み違いであると言わざるを得ないわけでありますが、その主たる原因は、内需不振による景気の落ち込みが非常に大きな要因になつております。

そこでわが党を含む野党は、景気の浮揚に差し水をするのも有効な手段であると私も思つて一兆円減税を主張し、いまは大蔵の小委員会においてこの問題が取り扱われているわけでありますが、中曽根長官は内需拡大、景気浮揚についてどうすれば実効を上げることができると思ふのか、その点について御所見をお伺いいたします。

○中曽根国務大臣 私は行政改革を担当しております所管大臣といたしまして、まず行革を断行して、そうして過剰な経費あるいは人員というものを削減して身軽な政府になる、それが当面一番大事なことである。いろいろな要因もございすけれども、行政管轄を行つてゐる当局としてはそれに徹するという心構えで進んでいきたい。あと経済的な諸問題は、それぞれの財政当局なり経済当局が考えを持ち出してくると思ひますが、そういう考えが出てきた場合に私は私の所見を述べてみたいと思ひます。

○鈴木委員 行政管理局長官としては、それは所管であるからさうだということでしょうけれども、しかし、少なくとも自民党の次期の総裁候補にいつも名前が出るような中曽根長官であるならば、少なくとも国務大臣の見識として景気浮揚に對してはさうやらなければならぬということについて何かあつていいのじゃないだろうか、ただ逃げることをだけをお考えになるようでは問題は解決しないと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○中曽根国務大臣 (委員長退席、愛野委員長代理着席) 前から私は行革三昧といふこ

とを申しております、三昧と言ふ以上はほかのこととは考えない、それに徹する、そういうことでは進んでまいりたいと思つております。景気や財政のこと、同じように国務大臣でございすから私もある程度重大な関心を持つてやっておりますけれども、それらはそれらのつかさつかさがすべて責任を持つて政策を進めようとしておるところでございすから、いろいろなデータが出てき、また、それらの責任者の意見を聞いた上で、私たちの判断を決めていきたいと思つております。

○鈴木委員 公共事業の前倒しを政府としては決めた。これは景気浮揚、内需拡大の一つの大きなあれであらうし、また言うならば、公共事業にさらなる大きな予算をつぎ込むということ、これも少なくともかなり内需を喚起する問題だろう。私も言つております一兆円減税は、何としても消費が冷え切つてしまつてゐるがゆゑに現在このような低迷した税収の伸びということになつてゐるわけですから、そういう意味において景気浮揚あるいは内需拡大という問題については少なくとも中曽根長官は、こういう問題についてはだれもが考へていかなければならぬ深刻な問題であるわけですし、結末がありますから、当然この問題を度外視しては行政改革ということも増税なき財政再建ということもなかなかむづかしい、それに、景気浮揚といふのをどうしようとお考へになつてゐるかを御聞きしたいわけでは

○中曽根国務大臣 国民の皆様は、五年も税がそのまま据え置きでございまして、そういう意味では減税を欲しているということも私はよくわかりますし、われわれも政治家でございすからでき得べくんば負担軽減をという気持ちもございす。問題は財源の問題があります。それから、それが行革にどう影響してくるかという問題もございす。いままでの例を見ても、この膨大な国債、ことしの年度の終わりに九十三兆にもなるといふこの累積したことを考へてみますと、ツケが非常に大きくなつて出てくる。それで、いま

ける諸要因というものをよく分析してみた場合に、どういふような効果を及ぼすであらうかといふことは新たな観点をもつて見直すべき問題ではないかといふ気がしてゐるのであります。それらにつきましましては、やはり責任ある財政当局の意見をよく聞いた上で、正確なデータに基づいて判定しませんと考へが狂つてゐると思ひまして、いまは差し控へさせていただきますと思ふのであります。

○鈴木委員 よく自民党の内部、一部においては、一兆円減税も確かに消費を喚起することについては有効であるかもしれないけれども、いま中曽根長官が言われたように、やはり財源がない、減税をするには大型間接税の導入もやむを得ないといふいわゆる減税と増税との引きかえ論議が一部言われているわけでありまして。私はこれは増税なき財政再建という観点から言ふならば全くすりかへ論議だと思ふわけでありまして、長官はどうかお考へになつてまいらうか。

○中曽根国務大臣 私もその新たな税目を大がかりに起こしまして税目交換を行う、そういうようなやり方は、増税なき財政再建という趣旨に抵触するであらう、そう思つております。

○鈴木委員 それで、二兆円の税収見込み違いから財政再建は破綻をしたとまで言われておりますが、政府がこれをはねのけて達成しようとするならば、私は三つしか方法はないであらう、そのように思ひます。

一つは、思い切つてもう皮から身から骨まで削るような、そういうようないわゆる行政改革の実効を上げるために仕事の切り込みあるいは器減らし、こういう問題を徹底的にやること、まず第一点の問題であらう。それからもう一つは、何らかの増税を図つていかなければならぬということが第二点であらう。あるいはもう一つは、財政再建期間を延長するといふような、この三つしか手法はないであらうと私は思つておりますが、いまのような政府の行政改革に取り組み姿勢がますます目標達成は不可能であると私は思つております。その

問題は後で論議をいたしますけれども、やはり何らかの増税による税収を確保することについて、臨調は「増税なき」と明確に打ち出してあります。

そこで、大蔵大臣は、わが国の直間の税率が外国から比べるとバランスを欠いてゐると国会で答弁しておりますが、直間の比率を変へるといふことは間接税にいわゆる大型消費税的なものを導入しようといふ意図がうかがえるわけでありまして、そういう手法による直間の見直し、すなわち増税といふもの、これは私はいま中曽根長官が言われたように、非常に問題だと思つてゐるわけでありまして、もう一度その点については明確にお答へ願ひます。

○中曽根国務大臣 ただいま申し上げたとおりでございす。

○鈴木委員 不公平税制を是正するためにいま問題になつておりますグリーンカード採用について、私も不公平税制を手直しするには有効な手段だと思つております。それに対して、自民党の中には廃止とかあるいは三年延期論を含めて種々論議がなされておりますが、中曽根長官はグリーンカード五十九年実施についてはどのような所見をお持ちでしょうか。

○中曽根国務大臣 鈴木内閣の一員といたしまして、総理大臣が言明していることと同じでございす。

○鈴木委員 それはただ鈴木内閣がおしやつてゐることとなくして、もう一度明確に中曽根長官からこれに対する御所見をお伺ひします。

○中曽根国務大臣 既定方針どおり実行する、そういうのを鈴木総理大臣、大蔵大臣は言つておられて、われわれも内閣の一員として同じであります。

ただこの問題は、いま自民党においていろいろ研究されてゐるところがございまして、われわれも、政党政治でございすから、党の意見がどういふふうに変化したしますか、党の決議によつて拘束されるということはあると思ひます。

○鈴切委員 そうしますと、自民党の方でいろいろ検討されているから、場合によってはグリーンカードの見直し、廃止もある、そういうことでしょうか。

○中曾根國務大臣 鈴木内閣の一員としては既定方針どおり実行することであります。

○鈴切委員 鈴木内閣においては既定方針どおりやるんですが、いまあなたが後で言われた自民党内においてもいろいろ論議がなされている、そういうことを踏まえると廃止並びに延長のことについて、鈴木内閣においてはこれはもう絶対にやるんだ、たとえどういふふうなことであろうとも一度決めたことについては絶対やるんだというならば話はわかるわけでありますが、余分なお言葉をお付けになりますと、ちよつとはてなということになるわけですが、その点、もう一度明確にお答え願いたい。

○中曾根國務大臣 鈴木内閣はよって立つ基礎は自民党でございまして、自民党の党議を実行しているのが政党政治の内閣の現況でございまして、グリーンカードをやるというのも党議で決定されてやったことでありまして。したがって党議については重大な関心を持つておるのは、やはり政治家として当然のことであると思ひます。

○鈴切委員 グリーンカードを確かに自民党は党議でやるということを決めたわけですが、それは国会にお出しになって、事実国会において議決された問題であるわけでしょう。そうなりますと、それはただ自民党だけの問題ではなくなるわけですか。そういうことを考えますと、それじゃ自民党の党議がそういうことであるとするならば、いまの鈴木内閣の方針というのも変わり得る、このように判断していいわけですね。

○中曾根國務大臣 党議につきましてはやはり重大な関心を政党员としては持つておりまして、その党議の動向によりまして内閣として協議することとはあり得ると思つております。

○鈴切委員 財政再建期間の繰り延べの問題がある

りますけれども、政府は五十九年度に赤字国債をなくすということを公約しておりますが、実際にはこのままでいくと五十七年度の五・二％の経済成長というのはまず達成できないばかりか、三％あるいは場合によっては二％まで落ち込むというふうな、そういう形が懸念されます。そうなりますと、そういう落ち込んだ税収の欠陥が五十七年度のいわゆる税収の欠陥になりますと、恐らく数兆円ぐらゐになるだろう。となりますと、五十九年度の赤字国債ゼロというものはまことにむづかしいということになります。そういう場合、五十九年度を繰り延べするというふうな、そういう考え方も、国民の中にはもうそろそろそういうことになるんじゃないかというふうな懸念が示されているわけですが、それに対してはどうお考えでしょうか。

○中曾根國務大臣 五十七年度はいまスタートしたばかりでございまして、これから世界景気がどう動くか、国内景気がどういふふうに変化していくか、いまスタートしたばかりでございまして、いままでのところ予測することはむづかしいので、いままでの既定方針で進むというのが正しいと思つております。

○鈴切委員 昨年並びに今年度は政府として予算編成の基本をゼロシーリングに置いたわけでありまして、五十八年度はむしろマイナスシーリングのもとに予算を編成しなければならぬんじゃないかというふうなことが想定されております。国務大臣の立場として中曾根長官はどういうふうにお考えでしょうか。

○中曾根國務大臣 財政状態は非常に厳しい状態にあると私も感じております。ただどれくらいか、歳入欠陥が五十六年度に起こるかまだ未確定でございまして、その確定されるのは五、六月ごろではないかと思ひます。その結果を責任当局から聞いた上でわれわれは五十七年度を考え、それに対する概算請求あるいは予算編成の問題は、その正確なデータが出た上で、財政当局の意見も聞いた

上でわれわれは判定してまいりたいと思つております。

○鈴切委員 中曾根長官は徹底した行政改革をするために臨調から具体的な答申を出してもらわないうとなかなか手がつけにくいだろう、私はそのように思ふわけでありまして。

三公社五現業の問題については、臨調がかなり踏み込んだ論議をしているというように聞いておりますけれども、広範囲にわたる問題について具体的には欠ける臨調の答申になった場合、長官として果たして思い切つて行政改革が事実上できるかということになりますとなかなかむづかしいと思ふわけでありまして。やはり長官として臨調から具体的な問題の指摘をしてもらわないと、実際にはなかなか政府としてもやりづらゐない。それでなくても行政改革というものはかなり四面楚歌になりがちで問題であるだけに、そういうふうな期待をお持ちじゃないかと思ふわけでありまして、その点についてはどうなんでしょうか。

〔愛野委員長代理退席、佐藤(信)委員長代理着席〕

○中曾根國務大臣 私もそういう考えを持つておりまして、臨調の皆さん方には、第一次の臨調の結果にもかかわらず、骨太の、そして焦点を明らかにした、しかも一番重大な問題で、たとえ苦しい問題であつてもそれをどうぞお出しください、そのようにお願いし、特に、できるだけ具体的なにお示しくださいというふうにお願ひしておるところでございまして。

○鈴切委員 臨調の基本答申に予定される事項は、国鉄等三公社の改革、中央省庁の再編成、地方出先機関の整理、国と地方との機能分担など、まさに難関が山積しております。これらについても答申に盛り込まれた場合、この秋に臨時国会を開いて必要な改革のための法律案を提出するよう準備を進めるのか、それとも、予算編成スケジュールから見ると臨時国会には間に合わないと判断をされているのか、検討して臨時国会に出せるものは出していくというふうにお考えになつてい

るのか。七月の中旬に臨調の基本答申が出されるということですから、それに対してはどのようにしてお考えでしょうか。

○中曾根國務大臣 臨調の七月答申が出ましたら、それをいかに具体化するか、いわば工程管理を考えまして、その過程に臨時国会が必要なのか、必要でないのか、あるいは次の通常議会にこれをどういふふうに関連させていくのか、これは答申の内容によりまして考えられることでございまして、答申を見た上で判断を下してまいりたいと思つております。

〔佐藤(信)委員長代理退席、愛野委員長代理着席〕

○鈴切委員 長官は非常に逃げが上手で、くると逃げられたわけですが、やはり行政管理局長官というものは、こういう問題についての取り組みの姿勢というのは明確にしなくちゃならない。少なくとも今回の問題については、臨時国会にはこれとこれとこれは出さなくちゃならぬとか、あるいは出さすのだ、基本的には出す、あと出せないものについては当然通常国会待ちになるというふうに出すか出さないか、また、それに取り組む姿勢というものはどうなのか。これは見てみなくちゃわからないでは、実際本場にその姿勢を疑われるわけでありまして、少なくともかなり広範囲にわたつて答申が出されるわけですから、もう出されるものについてもAとBというところで検討事項等が明確になつていくわけですから、そういう問題についてどういふふうな処理されるのか、それは明確にお答えを願わなくちゃいけないんじゃないかと思ひます。

○中曾根國務大臣 やはり七月に出てきます答申の中身によりまして、どう工程管理を考へるか判断が生まれるものであります。いまいろいろ新聞紙上に案が伝えられておりますが、これらは伝聞に基づくもので、必ずしも正確なものではないと私、心得ております。したがって、まだ臨調におきまして流動性のもとに努力が続けられているというところで、固まっている状態ではないわ

けです。そういう事態でもありますので、工程管理を考えるにはまだまだ遠い状態にございまして、いんや、それ処理するに必要な臨時国会等々の問題はともまだ判断の及ぶところではないのでございます。

○鈴切委員 七月の中旬に答申が出たとすると、最終答申はいずれにしても来年の三月ということになります。その間、数えてみますと約八カ月という間、何にも臨調の方から答申が出ないということは、せっかく国民の世論が高まっているのを冷やすようなおそれが多分出てくるのじやないだろうか。七月の基本答申から最終答申が出るまで、まとまったものはその間臨調の答申を思い切つて出してもらおうということも考えられるけれども、長官はその点どのようにお考えなんでしょうか。もちろん基本答申の臨調の意思を尊重するということは当然前提ではありますけれども、約八カ月の間にも——基本答申がどういふものが出るかわからないとおっしゃるかもしれないけれども、その間はたまたかにするよりも、むしろ臨調の側の方でいろいろとお考えになった上において、出せるものがあつたら最終答申まで出す、そういう機会をとらえて出すという考え方についてはどうお考えでしょうか。

○中曾根国務大臣 私たちも、随時に御答申をお願いいたします、必要に応じてどうぞおやりくださいと申し上げ、臨調側も必要に応じて随時答申する、いわゆる中間答申という構想もございました。そういう随時答申をするという条件下につくられておるものでございますから、これは臨調の自主的な御判断で、必要に応じていつでも、いかなる答申でもお出し願つて結構であると考えております。

○鈴切委員 臨調側の方としても、八カ月という間、いわゆる基本答申が出た後最終答申まで長い期間の中には当然いろいろとまとまつてきて答申が出せるような段階になつて、答申が出せるということであれば、それは行政管理庁長官も大変に歓迎することである、そのようにとつてよろしゅうございませうか。

○中曾根国務大臣 いついかなるときにも臨調側の自主的な御判断によつて答申を出されることは結構でございます、われわれはいつでも受けて立つ用意があるということをお願いしております。

○鈴切委員 昨年たしか国会論議の中で、行政白書の問題について中曾根長官と私が論議をしたことがありまして、それでお約束して行政白書なるものが出たわけでありましたが、これも売れ行きが思ったよりよいわけでありまして、現在増し刷りをしているというふう聞いております。

それで、なぜそれじゃ売れ行きがいいかといふと、いままで行政改革に対する国民の関心は高いにもかかわらず、なかなかまとまつたそういう行政白書のなものが出なかつた。そのために、判断をするという基準とか、判断をするものがなかなかなかつたということ、行政管理局が白書を出したということについてこれがある程度評価しながら、かなり広範にわたつて勉強しよう、あるいは行政改革というのはどういふものだろう、行政機構というのはどういふ仕組みになつていふのだろうか、こういうことで行政白書に對するまなざしを向けていふわけでありまして、これも、これについて私は、毎年行政白書といふものを出して国民の前に明らかにするといふことは、これから基本答申あるいは最終答申が行われ、その後どういふふうな監視機構といふものをつくるかといふことも確かに重大な問題であるにしても、しかしやはり国民の皆さん方が監視をすることが一番大きな問題であらう、こういうことを考えたときに、行政白書といふものは毎年出すべきであらう。そして、たとえて言うなら、基本答申等が出された場合においては当然基本答申が行政白書にもそのままの項目で書かれなければならぬだろうし、また何年かたつたうちにおいて果たして政府の行政改革がちゃんとできているかどうかという問題についてもその資料があれば国民にもよくわかるわけでございますので、そうい

う意味においては行政白書というものはこれから非常に大きな役割りをなしていくなというふうには思つていふわけでございますが、長官はどうお考えでしょうか。

○中曾根国務大臣 野党の皆さんのお勧めもあり、行政白書を出しましたところ、意外に売れ行きがいいようでございまして、いままでの白書を見ますと経済白書がすでに五万五千ぐらい出ておる。わりあい売れてないものは二千部とか三千部ぐらいのようですが、「行政管理の現況」は八千部出ておりまして、それも足りない状態でございます。これは恐らく地方公共団体や農協や業者団体あるいは大学、各方面が非常な関心をお持ちで購入していただいているのだらうと思つて、これを見まして、行政改革に対する国民の関心がいかに広範でかつ力強いものであるかということがわかる気がいたします。またそれだけ知識に飢えているという面もあると思つております。

したがいまして、行政管理庁としては毎年この白書を出したいとして国民の皆さんに御報告も申し上げ、またいろいろ知恵を授けていただく機会をつくりたいと思つております。

○鈴切委員 前向きな御答申が初めて出たようでございますので、私はそれを高く評価いたします。国民の監視のもとにこれからどういふふうな行政改革をしていくかといふことは、国民とともに考えなくてはならない問題であります。確かに長官が言われたように、行政改革に対する国民の知識を喚起する、あるいはそれを国民に正式にわかつてもらうという努力がいままで足りなかつたわけでありまして、そういう意味においては行政白書が八千部も売れたということについては、これはたゞ思ひつきといふのでなくして、臨調からどういふ答申が出るかわからないから行政白書の方もそれに合わせて出すとか出さないとかといふ問題ではないだろうと思つていふわけでありまして、ぜひそういふふうにしていただきたいということを御要望申し上げます。

それから、人事院総裁もおいでくださったわけでありまして、これは当初は行管庁長官からお話を承つて、それから本末ならば総務長官ということなのですが、きょうは総務長官ちよつと理由があつておいでにならなかつた。その次は人事院総裁、こういう順にお聞きした方がいゝのではないかと思つたのは、このところ人事庁構想という問題がございまして。

四月六日の新聞報道によりますと、臨調では、公務員管理システムの改革案として内閣に新たな人事庁を設ける案を考えているということでありまして、人事管理機構のあり方の問題は、公務員制度と密接に関連する問題であり、労働基本権の問題や人事行政の公正をいかに確保していくかといふ問題を抜きにして論議することはできないと思つて、私も、そういう意味から、長官とそれから総理府のお方と人事院総裁の人事管理機構の基本的なあり方についての見解をまずお聞きいたします。

○山地政府委員 いま臨調で人事管理機構等についていろいろと御検討であるということとを私も新聞の紙面を通じて存じております。それから、私も四回ほど臨調にお招きを受けましていろいろと意見の交換をしたわけでございますが、私も臨調に伺いますのは、臨調での審議を公平な資料に基づいたりあるいは事実に基づいて御判断いただくということで御説明に行くのが主でございます。したがいまして、いま臨調に御審議をいただいているわけでございますから、今後政府としてはその御審議を見た上でいろいろと考慮すべき筋であらうかと思つてございまして。

そこで、いま人事管理機構についての政府の考え方ということでございまして、いま臨調でこれを審議されておるわけでございますから、ここで私もどういふふうにかつていふことを言ふのは適當でないと思つたので、意見は差し控えさせていただきますと思つております。

○中曾根国務大臣 人事管理機構の問題は、臨調でも非常に重大な問題としていま検討されておる

ところでございます。この分野は、人事院あるいは人事局あるいは行政管理局あるいは一部大蔵省等々が関係する分野でございます。そのほか外務公務員のあり方という問題も対象になっておるようでございます。しかし、これらの問題につきましましては、いま臨調におきまして関係者を呼びましてヒヤリングを行い、考えをまとめようとしておるという点については、私から所信の表明は差し控えておきたいと思っております。

○藤井(員)政府委員 人事管理機構の問題につきましては、新聞紙上等でも報道されていることは承知をいたしております。ただ、この問題は、大変重要な事柄として、いま臨調でいろいろな角度からせつかく御検討をいただいております。承知をいたして、御検討をいたしまして、したがって、いま中曾根長官からもお答えを申し上げましたとおり、この段階でわれわれの方からとかくのことを申し上げるべき時期ではないというふうな考えをしております。いまこれについてとかくのことを申し上げることは差し控えておきたいと思っております。

○鈴木委員 人事院総裁、労働基本権を制奪したその代償機関として人事院というものができたわけでありまして、そういう意味から言いますと、少なくともあなたは臨調マターで答申が出てからどうするのだというのではなくして、あなたはあなたで人事管理機構の基本的なあり方というものを対してのそれなりの見識がなくてはならぬんじゃないか。いまの状態の中であって、ただ単に臨調がせつかくやっておりますからどうなつても構いません、これでは公務員労働者の方々は安心されません。それは長官だの総務長官はあるいはそういうことを言われるかも知れませんが、少なくとも第三者機関としての人事院としてその見解がないというのには、不見識なまじりないです。そんな人事院総裁では本当に公務員の信頼に足りるような総裁だとは言えません。その点についてどう思いますか。

○藤井(員)政府委員 具体的な見解というものが、出たおらない段階においてこれについてとかくのことを申し上げることは差し控えたいという意味のことを申し上げたつもりでございます。いまも尋ねのようなことでございまして、私としても申し上げたいというところはございます。

これは、すでに昨年も臨調にお呼び出しを受けましてその席上でもお申上げしましたし、その後も関係の局長あたりが随時出席をいたしまして、資料の提出をやつたり説明をしたりというところでやっております。いまお尋ねのような趣旨でございまして、私の考え方、基本的な問題だけをひとつ申し上げておきたいと思つて、それはほかならずこの人事管理機構の問題というものは、個々ばらばらにある項目だけを中心にして取り上げていく、議論をするというところは、やはり事柄を間違つた方向に持つてまいる危険性がある。人事管理機構の問題は、公務員制度全般の問題、したがって御指摘になりましたような労働基本権問題その他にもつながることであるとして、これらを総合的に判断して、どうあるべきかという観点から議論をしてみたいと思つて、困りますというところが一つござい

ます。それから第二の点は、これは現在いろいろな要請から近代的公務員制度の理念として集約的に出てまいつたものがございまして、これを受けてわが国の公務員制度というものが成り立つておるわけでございます。その中で大変重要なことは、人事行政の公正を確保するということが一点。それから第二点は、労働基本権の制約を受けておることのために、これにかわる代償性を確保しなければならぬ。この二つの問題があると思つて、この二つの要請を担保するために人事院というものがございます。したがって、事柄を論ずる場合において、そういう総合的な観点と、もう一つは

中立性、したがって公正性を確保することと代償性を確保する、この点は大変重要な事柄としてお忘れをいたしたいと思つて、このことは繰り返して私としても申し上げておるという点でございまして、あえてお尋ねがございましたので、そういう意味であれば、私の考えとしてはそういうものがございまして、これを申し上げておきます。

○鈴木委員 やはり人事院総裁の見識というものは、この際国会で御答弁願ひませんか、ただ単に臨調待ちだなどと言つても、間違つた方向に部分的に問題点だけを取り上げられてしまつて、大事な総合的なものが判断が間違つてこれは大変なことになりますので、その点においては私はいまあえて言葉を強くしたようなわけでございまして、もう一つ聞いておきますけれども、これは長官とそれから総理府の方にお聞きしてもいいとおつしやるとおりのことしか言われないので、総裁にそれではお聞きしましょう。

臨調で、公務員の範囲を国家意思の形成等に関与する一部の者に限定し、あるいは単純労働職員等は除外することを考えているというようになれば、私はこれは戦前の身分制度への逆行ではないかと思つて、また、これは大変問題があるだろう。この問題は労働関係を初めとして公務員制度の根幹に触れる問題であるので、軽々に結論を出すべきものではない、慎重な態度で検討すべきものであるというふうには私は考えますけれども、人事院総裁はこの点はどうお考えでしょうか。

○藤井(員)政府委員 公務員の範囲をどう考えるべきかという点については、臨調における一つの審議の議題として取り上げられて議論をされておることは承知をいたしております。

ただ、この点につきましては、いまお述べになりましたように、まず国家公務員というものの範囲を考へる場合におきましては、国というものがどういふ仕事をやっていくべきなのかという点と、したがってそういうふうな事務の範囲が決まつた場合にその執行を、どういふふうな公務員をもって形成してこれの実行に当たっていくかと

いう点に尽きてくるだろうと思つてございまして、そういうふうな点からいろいろ議論されておると思つて、公務員の範囲等についても臨調は臨調なりにいろいろ御議論があつたかと思つて、私といたしましては、国の事務、それに携わる公務員というもののついて、戦前と同じような身分制度を復活するようなことは好ましいことではないという考え方は、基本的には持っております。

現在、単純労働その他につきましては、申し上げるまでもなく、行政職第二表というものがございまして、その適用を受けている中には単純労働に従事したしております者が多いわけでございまして、しかしこれはこれに類する、国家公務員としての職務の内容から種類がございまして、国家公務員として、しかし一つの国家公務員の範疇には全部入るものとして現在まで人事管理を総合的に、統一的に処理をしてきたわけでございまして、給与の勧告一つにいたしまして、これも同様に取り扱つて今日まできておる、一体的に運営してきておる、そういう事実がございまして、これはやはり軽々に取り扱つても困ります、そういう基本的な立場は持っております。

○鈴木委員 話は違ひますけれども、東京都では、公務員のサラ金汚染が意外にも進んでいるという現状にかんがみて、調査し指導することにしたいと思つておられます。これは確かにブライベートな問題でありますけれども、やはり公務員は綱紀粛正という観点から国民の範にならなければならぬ問題であり、そのことによつて公務員が公務に精励できないような状態になりあるいは高金利等によつて生活の破綻をもたらすようなサラ金に手を染めているという公務員も、私は実際には皆無でないと思つて、自然退職、一身上の都合ということでおやめになる方の中には、もうどうにもならなくて公務員を続けられない、そういう状態でおやめになったのが、分析すればかなりあると思つて、それで若くしてやめなければならぬ

この問題について、東京都がこれに対して調査し指導をしてみたところが、意外と多い人たちがサラ金で困っているという実態が明らかになっているというわけでありました。国家公務員等においてもかなりの人数がいるわけでありまして、これから実態の調査と適切な指導を必要とする項目ではないだろうか、私はこのように思うわけでありまして、このサラ金の問題についてはどのようにお考えでしょうか。これはだれが御答弁いただけますか。

○山地政府委員 東京都でそういった問題について手引きといいますが、そういうものをお出しになつたという話は、私も承知いたしております。これはいま先生の御指摘のように、公務に専念できないというようなマイナスのファクターのことでございまして、私もとても重大な関心を持っております。

そこで、私も人事管理について各省に対して指導というようなことをやっているわけですが、人事管理の中で、やはり職場の中の対話といいますが、上司が下とよく信頼関係を結ぶというふうなことを通じまして、そういう問題については上も横も知らぬ顔をしてないで対処をするということが非常に大事じゃないか。いまの世の中というのは、つい疎外感といいますか、個人個人というふうなことが強まるような状態にあるわけがございまして、そういうことについては、職場の一つの問題として十分お互いの情報というものをつかみ合つて指導していくことが基本的な大事じゃないだろうか、かように考えております。もちろん、サラ金を借りるというのは個人個人のいろいろな事情があるかと思うわけがございまして、やはりそういった職場の人たちの、上司の指導とかあるいは同僚のアドバイスというのが必要問題であろう、かように考えております。

○鈴切委員 確かに、実際にいまの公務員の給与で生活をするということはなかなか、それは程度もありまして、それが深く入りますと、

サラ金をお借りして一獲千金を夢見てというような形になる、これがひいては犯罪にもつながりかねないような問題の要素も含んでいるわけですから、実際には、ですから、そういう意味において、公務員が公務に精励するという環境づくりについては当然これは人事管理の上において重大な問題だろうと思ひますし、これに対して無関心にはいられないだろうと私は思ひますけれども、その点については、やはり行政指導何かおやりなんですか。

○山地政府委員 私どもの人事管理のあり方というたしまして、各省の人事課長の会議というのがございまして、そこらあたりでも議題に取り上げて、実態の解明といいますが、そういう問題点というものも十分洗つて、今後検討していきたいと思ひます。

ただ問題は、先生のいまの御質問の中にもありますように、なぜサラ金というふうなものに資金を仰がなければならぬかという、その個人の生活状態というのがまずあるかと思うのです。適正な資金の使用という前に、まず生活の改革といいますが、そういうものが基本的な問題ではないかと思うのです。それは、そういったサラ金によつて公務が阻害されるのか、公務に専念しない結果そういうふうになるのか、いろいろな因果関係をあらうかと思ひます。それらの点も十分実態を把握いたしまして、各省によく指導してまいりたい、かように考えております。

○鈴切委員 そうしますと、この問題についてはやはりある程度実態調査をされる、それに基つてやはり行政指導もしなければならぬ場合はあります、こういうことで判断してよろしうございませうか。

○山地政府委員 私どもとして最大の努力をしてまいりたいと思ひます。

○鈴切委員 それでは長官にお伺ひいたします。道路運送車両法の一部改正がなされて、車の定期検査については、急つた場合においては十万円以内の過料に処するといふ内容を盛り込んだ

政府案を国会に提出されました。これの審議の過程において、而論が真つ二つに割れたまま、いまだに本会議にもかかれないう状態でありまして、臨調も、言うならば許認可の簡素合理化という立場から車検の延長に対する答申を出されたわけでありまして、臨調のそもそものねらいというのはいわゆる事務の簡素化という問題について答申を出されたにもかかわらず、いつの間にかこれがすりかわつてしまひまして、これに対して臨調側においても、国民に負担をかけ、その上事務を複雑にさせるということについては反対だといふ意思表示があつたといふことは、長官もすでに御承知のとおりだと思ひます。臨調の、こういう物の考え方が反対だといふふうに言われたといふことに対応して、当然政府案が出されたときには閣議決定もされるわけでありまして、長官は、こういうふうな問題については問題があるといふことについて明確に意思を表示されたんでしうか。また、これに対する御見解はどうなんですか。

○中曾根国務大臣 法案を出すときに非常に日が切迫してありまして、事務当局が持つてきましたときに、私は、十万円取ることは問題だぞ、この点については、法案を早く閣議を通すために必要だから認めるけれども、しかしこの具体的処理、適切に処理することについては運輸事務当局とよく話し合うように、そういう条件つきで実はやつたのであります。それで、その後、運輸大臣や自動車局長の国会における答弁を読みますと、きわめて限定的に、慎重なる取り扱いをするという意思表示が出ておりました。私は、これはすでに国会へ提出されたものでございまして、委員会におきまして政党内の調整によつてこれが決まつていく、そういうことで、それを注目しておつたわけがございまして、今日までそういう事態になりましたが、でき得べくんば政党内の話し合いによりまして適切な措置がとられることを希望しております。

に延ばすといふことで、これは大変に簡素合理化であるわけでありまして、いやはや六カ月定期検査をやらなかつた場合には十万円以内の過料に処するといふことになると、これは今度それを担当する警察官にしても常にそれを注視して見なくてはならないわけですね。その上に立つて、六カ月定期検査についてやらないといふことであるならば、当然それに対してまた警告を発しなければならぬ。警告を発するばかりでなくして、さらに今度は言うならば過料に処するような、そういうふうな書類もつくらなければならぬ。おまけに国民は、そのことによつて十万円以内の罰金を払わなければならぬ。こういう国民に負担をかけるといふことは臨調は好まぬわけですね。おまけに、行政の系統といふものは簡素にならないうで、複雑になるじゃないですか。こういう問題について、やはり行政管理局長官は、当たらずさわらずなんという気持ちでなくして、こういうところの切り込みができないような行政管理局長官であつたとするならば、もうこれからの仕事といふものは何にもできませんよ。あなたは、問題だといふふうにおっしゃつたのでしょ。問題であつたとするならば、国会の審議するまで結果を見てどうのこうのといふことでなくして、あなたが問題だと思つたときには、行政管理局長官は当然これだけの権限があるわけですから、それを差し戻して徹底的にこの問題を討議させるとか、そういう形をなぜとらなかつたのですか。これではこれから後の臨調が出たつて、こういう形で済ませれば全部事は済ませるというふうになつた、何の臨調か、また行政改革かといふふうになつた。私は先行き非常に問題があると御指摘を申し上げなければならぬわけでありまして、その点、もう一度。

○中曾根国務大臣 実際上の取り扱いにつきましては、責任大臣である運輸大臣あるいは当局である自動車局長等は、ダンブとかあるいは暴走族とか、特に少数に限定したものについてそういう措置をとつて、一般のものについては事実上いまま

でどおりでやりたい、そういう趣旨の国会における答弁をしておりまして、私はそれで結構だ、そう思っておるわけでありまして。

ただ、政党内におきまして、各党によって鈴切さんのような御意見もございまして、さまざまな御意見もございまして、それは委員会においてよく調整をして適切な措置がとられることが望ましい、そう考えて申し上げておるところなのであります。

○鈴切委員 私は、やはり行政管理局長官としてやるべきことがあったんではないかと申し上げたいわけですね。実際の事務とかそういうものは運輸省であるというわけでありまして、臨調が答申を出して、その趣旨というものは当然国民に負担をかけるようなことを好まないし、いわゆる事務の複雑化というものは問題があるわけですから、それを整理合理化するというところで事を済ましていくわけでありまして、そういう意味からいいますと、今回の問題については、本当に行政管理局長官がもしそういうことではないかというならば、これは臨調答申が出てもしよせんはこのような形で次々と崩壊にされ、いつの間にか行政改革とは異質な問題に成りかわってしまふということについて、私は御忠告を申し上げたいと思ふのです。だからその点については、責任をなすりつけなくて、行政管理局長官としてはそれなりの見識があらうのだとしたら、問題があるとおっしゃったのだから、いまだに問題があるという考え方には変わりはありませんか。

○中曾根國務大臣 鈴切委員の御忠告を謹んで拝聴いたします。

○鈴切委員 いや、次に進みます。

定員削減と配置転換でございまして、政府は昨年の九月十一日に第六次定員削減計画を閣議決定しましたけれども、それは五年間で各省合

わせて二万七千七百七十九人、五現業職員一万七千七百七十九人、合計四万四千八百八十六人を削減するという内容のものである。しかし問題は、削減をする数よりも実質どれだけ減ったかという純減数

だ、これは私は常々申し上げているわけでありまして。国民の皆さん方も、削減数というのはよく発表になるので、いかにもたくさんの方々が削減されるということである、なるほど行政管理局においてとまことにお粗末な形になってしまふ。政府は、新規需要に見合う増員があるから必ずしも純減ができないと言っておりますけれども、それは現在の機構を温存させたままでは削減ができないということであつて、行政機構の改革と同時に仕事減らしを徹底的に行つた場合、純減もかなりで

きるはずである。削減数といつても実際には純減数でないため、国民はまさかしの定員削減であるとしが受け取つていません。だから、いつまでもたつても行政改革は進んでいないという世論調査の結果が出てくるのです。この問題について私は、純減数をどうするかということについてもう少し真剣にしないといけないし、純減数の設定ぐらい考へるといふことにならないといふべきではないかと思ひますが、長官はどう考へておられますか。

○佐倉政府委員 ただいまの先生のお話でございしますが、純減数が問題であらうということでございます。確かに現在の定員削減のやり方は、定員を削減しまして、必要に応じて増員を必要部分に振り向け、あるいは新規の行政需要に対して定員をつけていくかどうかというふうなわけでございます。

それでいままでの純減は、四十三年から定員管理をやっておりますけれども、国立大学あるいは国立療養所等を除いた一般非現業の部分では四万六千人程度の純減にはなつておるわけでございしますが、さらにそれをどのようにしてやつていくかということが非常にむずかしい問題であるわけでございます。

それで、純減計画を立てるというお話でございしますけれども、先ほど先生の御指摘のとおり削減計画は年度の第六次の削減計画もあるわけでございますが、そうしますと、結局増員をそれと合

せて計画を立てなければならぬということになつてくるわけでございします。ところが、増員の計画というのは、全公務員についてどのような仕事を数年先まで見通して全体の計画をつくることはなかなか困難であらうかと考へられるわけでございます。その仕事の需要の動向の把握がむずかしいと同時に、増員計画につきましてもどうして大きな目になつてしまふ傾向があるのではない

だらうか、あるいは計画の中に盛り込まれた部分につきましても既得権化してしまふといったような傾向がどうして出てくるのではないかとということでございます。増員につきましても毎年厳し

い査定によつて行つていくことが適当であると私も考へておるわけでございします。でございします。臨調答申をもとにした現時点では、第六次の定員削減計画を着実に実行していくと同時に、毎年の定員を厳しく査定していくというやり方ではないかと考へております。

○鈴切委員 その答弁では全く一歩も前進してないわけですね。結局問題になるのは、純減数と仕事減らし、器減らしというのはまさしく相関関係にあるわけで、昭和五十五年度の純減数は七百七十九人、五十六年度は百一人という数字から見ても、行政改革が鳴り物入りの割には実際に仕事減らし、器減らしもできていない、簡素合理化も進んでいない、こゝろ言えるんじゃないですか。

○佐倉政府委員 先ほど申し上げましたけれども、先生の御指摘のような点でございしますが、現在、国立大学あるいは国立病院、療養所あるいは外交、登記、国税、それから二百海里対策、航空管制の安全確保、こういったところでどうしても人間をふやさなければならぬという事情があるわけでございします。それで、そういう部分を除きました、つまり一般省庁と申しますか、あるいは現業も含めてでございますが、定員管理を始めた四十三年からの話でございますが、四万六千人程度の純減は実施してきているわけでございします。ただ、いま申し上げましたような部門は

どうしてもふやさなければならぬと考へられる部分でございします。で、それの方の定員の手当てというものをいたしますと、先ほどの先生の御指摘のような数字になる、結果としてそうなるわけでございます。でございします。で、私も先生の御指摘のようによつて、仕事減らしあるいは器減らし、こういうものをやつていって、できるだけ国家公務員全体の定員の数を厳しく見ていくということには十分心がけていくつもりでござい

ます。

○鈴切委員 だから結局仕事減らし、器減らしは進んでいない、むしろ新規需要にだけ目が行つてしまつて、それは厳しく査定をしていくにしても結局は純減数がふえないという結果になつてい

ます。

実際には、自然退職者が昭和五十三年度においては国家公務員が二万一千八十七人、五現業が一

万四千六百六十九人、五十四年度が国家公務員二万二千八百六十六人、五現業が九千五百七十八人、五十五年が二万四千二百四十五人、五現業が一

でも仕事減らし、器減らしの努力がなされるであ
りましょうし、国民が期待する人員抑制、真の行
政改革ができるんじゃないだろうか、私はそう思
うわけでありませうけれども、中曾根長官はどうお
考えでしょうか。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○佐倉政府委員 ただいまの先生のお話、新採の
ストップあるいはその半減とかいうような処置は
どうだろうかというお話でございます。

定員削減のための、新規採用をストップする
とあるいは半分にとめるといったような御提案
でございますけれども、国家公務員の仕事の中に
は、先ほど申し上げましたように大学、国立大学
等でございますが、国立学校あるいは病院、療養
所を運営していかなければならない、あるいは税
務の問題あるいは治安維持の問題、外交機能の確
保の問題あるいは登記の問題等、非常に広く欠く
べからざるものを抱えているわけでございませう。

したがって、新規採用というものを半減とか
ストップするとかいうことは、現実の問題としま
してはなかなか実現可能な課題ではないのではな
いかというふうに私も考えております。いま言
いましたような点で、その部門その部門で新採用
ストップないし半減といったようなことを行いま
すと、いま言ったような部門ではやはり職務の運
営に重大な影響が出てくるのではないかといい
うに考えられるわけでございます。

それで、離職の話になるわけでございますが、
これは各部門において年によりまして非常に区々
でございます、また変動します。でございます
ので、その部門部門あるいはその年その年では可
なり変動が見られるものでございますので、そう
いうものをその部門だけで取り扱う、いまの先生
の御提案のようなことを取り扱うということはき
わめてむずかしくなってくるという点の一つで
ございます。それでは、それを大きくくって、配置
転換その他においてそれを行っていくべきじやな
いかというふうなお話でございます。先生よく御
存じのとおり、現在部門間配置転換ということ

五十五年度から鋭意一生懸命やらさしていただ
いておるわけでございますが、いままでの実績は、
五十五年八十九人、五十六年八十九人、五十七年
五十六年八十三人といったような数字になってい
るわけで、大きな数字というものはなかなか出に
くい事情もいろいろあるわけでございませう。で
ございますが、もちろんこれは鋭意努力してやって
いきたいというふうな考えられるわけでございま
すけれども、それだけでは、いまのお話のよう
なことが大幅に行えるようになるというところは、現
在のところ数字の上ではなかなか期待できないと
いうような実情にあるわけでございませう。

いま申しましたようなことでございまして、新
規採用を半減とかストップするとかいうことはな
かなか実現のむずかしい問題ではないだろうか
というふうに考えられるわけでございませう。

○鈴切委員 私は、いわゆるストップするとかあ
るいは、いまあなたは半減と言ったが、私は三分
の二にしました。それだけをやっているんじゃない
のですよ。短期間ストップした上において、そ
れを原則としておいて、そして配置転換でそれ
だけできるか。そしてまた必要なポジションにつ
いてはこれはもう採用しなければならぬわけだ
から、原則はストップなんですよ。ただし配置転
換も思い切りやる。その上でどうしても埋まらな
いポジションもあるでしょう。そういうものは当
然採用しなければならぬわけですよ。そういうこ
とをしなくてはだめだし、あるいは三分の二、そ
れで必要なポジションに充てるとか配置転換で間
に合わせるのか、やはり発想というものを改めて
いかなければ器減らしもできないし、また言うな
らば仕事減らしもできないのです。これじゃ、純
減はできるはずがないのです。いまのことをやれ
ばもう百年河清を待つようなものだ。こういう甘
い物の発想はもうすでに昔の発想なんです。新し
い発想の中にやはり切り込んでいかなければ財政
再建の問題はできるわけじゃないですか。これは
もつと真剣にこういう問題を考えないと、これは
やはり国民の税金で賄っている機構である以上、

国民に対して申しわけないと私は思うのですよ。
やはり物の発想の転換を図らなくてはいかぬ。

いまもあなたおっしゃったでしてはいかぬ。例の配置
転換にしたら、五十五年度においては受け入れ
希望数二百五十四人に対して八十九人、そして五
十六年度においては二百八十八人について八十三人
じゃないですか。これで配置転換をやったんで
あなたこんなことはお世辞にも言えないのじや
ないですか。恥ずかしいと思わぬですか。それで、
行政改革は進んでおります、人員の抑制をしまし
たなんていうことは言えないのじやないですか。

民間においては血の出るような努力をされておる
のですよ。たとえて言うならば、仕事は違うにし
ても、あなたは北海道に転勤を命ずる、こうなれ
ば、社命である以上はそれは守らなくてはならな
い、もしもそれをやらなければ自分はその会社か
らやめなくてはならない、そういうものもある。
私はそれまでは申し上げませんけれども、余りに
もめるま湯につかって、配置転換もできないし、
器減らしもできないし、仕事減らしもできないし、
人員の抑制もできないし、すべてできないで
いようとして行政改革ができませんか。中曾根長官、
この点についてはどうお考えですか。

○中曾根国務大臣 定員削減の件は鈴切さんが前
から熱心に御主張になっておりまして、われわれ
も常に傾聴しておるところでございます。総定員
法をつくりまして大体的枠をはっきり決めて、そ
してそのかんぬきの入ったところで今度は事実上
削減していく、そういうやり方をとっておるとこ
ろでございます。

それで、行革に入りましてからは、本年は千四
百三十四人という純減をつくり出して、来年
度もまたそれに負けないように、さらにどれぐら
いふやうかという努力もしてみたいと思ってお
るところでございます。そういう機動的な、弾力
的なやり方ではないかと思っております。事実に適
合するやり方ではないかと思っております。こ
ういふ形でございます。

めるようにして半分はもうカットする、こういう
やり方ではないかということいろいろ検討をさ
せてみましたけれども、現実問題になりますと、
学校の方に非常に大きな増員要求が出てきた。そ
れから医科大学の病院の開設という問題が次々に
起こってまいりまして、年次によってその増員要
求というものが必ずしも同じ数で出てきていな
い、非常にイレギュラーになっておる。それから、
新しい緊急政策を必要とする部門も出てきたり
いたしております。そういうようないろいろな面か
らいたしまして、この現実を見詰めつつ、各省の
バランスをとりながら、そして余分なところを
できるだけ減らして必要なところへ回していく、各
省にきりぎりの努力をさせる、そういうやり方が
現実的である、そう判定しまして、いまそういう
やり方をやっておるところでございます。しかし、
現状に甘んじておるわけではございません。これか
らの事態等も見ましてよく検討してまいりたいと
思っております。

○鈴切委員 総定員法のあることは、私もよくわ
かっております。総定員法の中にあつてどうい
うふうにあるかというところは、それは懸命に
やっていたらかなければならぬわけでありませう
けれども、いまあなたが申し上げている国立医科
大学の定員については別枠になっているのじやな
いのですか。沖縄定員法で別枠でしょう。言うな
らば、総定員法の中に入り切れないから別枠にし
たのですよ。そうしなければ総定員法におさま
らない。そういうふうなこともあるわけであつて、
もうこの問題については真剣に考えなければなら
ない事態に入ってきた、そのように私は考えるわ
けです。なかんずく行政機構について、かつて一
省一局削減という問題についても、佐藤内閣のと
きにリーダーシップを発揮してそれなりにおや
りになったこと、私はこれはいまの時点においては
かなり評価ができるわけでありませうけれども、こ
れに対して局、部、官、室、課、こういうものにつ
いても一割削減ができるだろうか。何も一定に全部
そういう形でやるのではなくして、具体的に各省

で一割本当にやる気になって答えを出させれば、官庁のお役人さんはそれはうまくちゃんとつくってくるものなんですよ。一割削減ということで閣議決定すれば必ず一割削減のそういう形になるのです。それぐらい仕事というものはある程度合理化されていかなければ器減らし、仕事減らしというものは進まないわけです。そういう点において私は一割削減ということを大胆にも申し上げたわけです。

中曾根長官も、臨調というものはこれから答申を出されるわけですが、これに対して本当に前向きに取り組んでいかなければ、かつての第一臨調と同じような結果を残すと同時に、もう生涯この問題については改革できるチャンスはない、私はそう思うのですが、それについて中曾根長官はどうお考えでしょうか。

○中曾根國務大臣 定員問題は行革の中の大きな問題の一つであると私たちも心得ております。それで、ただいま申し上げましたような線で努力をしてまいりましたが、将来にわたってさらにいろいろ検討を加えてまいりたいと思っております。

○鈴切委員 もう時間が迫ってまいりましたので、特殊法人の役員の縮減については何回も閣議決定や閣議了解がされておりますけれども、昭和五十六年八月二十五日の閣議決定で「常勤役員の定数については、現行の縮減計画を更に強化し、各特殊法人の業務内容、職員数等の実態に応じ、昭和五十九年度までの間に常勤役員総数のおおむね二割を縮減する」ということになっております。この閣議決定の達成状況と達成するための方法をどうしているか、お伺いいたします。

○中村説明員 お答えいたします。

昭和五十六年八月二十五日の閣議決定によりましておおむね二割の常勤役員数を削減するというところでございまして、五十四年十二月の閣議決定の計画をさらに縮減するというところで、ただいま各年次ごとに縮減を進めておるところでございまして、現在までに約八十名の削減を実施いたしましたところでございます。

○鈴切委員 五十五年一月一日の運用定数と五十六年一月一日の運用定数、五十七年一月一日の運用定数はどうでしょうか。

○中村説明員 五十五年一月一日の運用定数は八百四十四でございます。それから五十六年一月一日の運用定数は七百七十七、それから五十七年一月一日の運用定数は七百六十三ということでございまして。さらに、五十七年四月一日で七百四十五ということになっております。

○鈴切委員 五十七年一月一日の状態で見ますと三十一名しか減っていないじゃないですか。目標は少なくとも八百四名の二割という二百六十名でしよう。そうすると五分の一ぐらいの減少しかになっていないじゃないですか。果たしてあなたがおっしゃる通りに、これは五十九年までに達成できるのですか。あなた、五分の一ぐらいしかいま現在減少していないじゃないですか。こんなのはやつたうちに入らないです。天下りのをやったうちに入らない。

○中村説明員 運用定数の中には削減をしたもののほかに、新たに増員されたものがあるわけでございまして。増員といいますが、新しく設立されたものも含めまして、たとえば新エネ機構でございまして、また放送大学とか、そういった新たに設立されたもの、あるいは新たな業務がふえて増員されたものが二十一ございまして。したがって、差し引きで先ほど申し上げましたような数字になるわけでございます。

○鈴切委員 特殊法人の廃止及び整理合理化といっても役員の実数は減少してないし、その後は新設の特殊法人の役員数は先ほど言われた二割削減の対象外ということで、トータルすれば減少してないじゃないですか。これは枠外でしょう。このときにいわゆる八百四名というふうに決められたものをいま追っているわけであって、新しく特殊法人ができたものについては枠外じゃないですか。

○中村説明員 先ほど申し上げました七百四十五という数字は新しく増員されたものを含んだ数字

でございますので、それを除けば七百二十四になるということでございます。

○鈴切委員 だから、実際にこの問題についてはまだ五分の一しか削減できてないのだ。とても五十九年までに天下りの役員を減らすなんていうことはできっこない。全部すりかえる。次から次へと考え方を役人的な発想で全部すりかえている。本気になって天下りの問題もやらなければならぬじゃないですか。

それから、昭和五十四年十二月十八日の閣議了解で、役員選考基準の運用については「全特殊法人の常勤役員については、国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者をその半数以内にとどめることを目標とする」というふうにあります。これは従来の国家公務員出身者から見ると、これは基準が緩和されたのです。出身者となれば、だれでもみんな出身者なんだから、こういうことをやったということとは非常に緩和したのです。そして緩和した基準に基づいて五十五年、五十六年、五十七年と進められてきたわけでありまして、思うように進んでいないのが現状なんです。

五十五年、五十六年、五十七年一月一日現在の状態はどうか、果たして五十八年一月一日に半数以内までに削減ができるかどうか、これについてはどうなんですか。

○中村説明員 ただいま御指摘の国家公務員からの直接の就任者及びこれに準ずる者を半数以内にとどめるという五十四年十二月十八日の閣議了解でございますが、これは基準を緩和したということではないと理解しております。と申し上げましたのは、半数以内にとどめるといって規制を設けましたのが実はこのときが初めてでございまして、その段階におきまして半数以内にとどめる対象を、国家公務員からの直接の就任者ただそれだけでは実際上逃れる者もあるであろうということ、これに準ずる者というように広げまして、そしてそれを半数以内にとどめるといってこれをこの閣議了解でいたしたわけでございます。

それから半数以内にとどめるといってこれが実現

できるかということでございますが、ただいまその目標に向かって進んでおりまして、ただいまのところ五五・七％の数字になっておるところでございます。

○鈴切委員 五十五年から五十六年、五十七年の状態を見ますと、せいぜい二％ぐらいしか減っていないですよ。そうすると、五五・七％がどうして五・七％五十八年の一月一日に減りますかと申し上げたいわけだ。この年だけは特別にたくさん五・七％ばんと減らします、以内にしますとおっしゃるのでしょうかと私は申し上げたいわけだ。そういう甘いような物の考え方ではできませんぞというところであっても、もう少しこの問題についても真剣に取り組んでもらわないと、先ほど申し上げましたように天下りの役員の数とかあるいは公務員の出身者からの問題とか、こういう問題があいまいにされてきているわけです。こういうものが達成できませんと、お役人というのは不思議と結論が出ない前にもう基準を変えていくんですね、準ずる者というように。出身者と準ずる者とは違うわけですよ。たとえて言うならば、国家公務員が公務員をやめて特殊法人の職員となり、五年後に同特殊法人の役員に入った場合は天下りと見ない、また公務員をやめて民間で十年以上勤めた者は天下りと見ない、こういうふうになりますと、これは公務員の出身者から準ずる者は規制が緩和されたということになるんですよ。

じゃ、正直なところを言って、この規定に基づいて昭和五十五年の一月一日に準ずる、準じない国家公務員の出身者という形で対比した数字はあります。

○中村説明員 五十五年以降は直接に就任した者及びこれに準ずる者というのを対象にいろいろな数字をとっておりますので、その国家公務員出身者、つまり一度でも国家公務員であった者というものは数字はとっておりません。

○鈴切委員 だから、そういうことで適当に基準を変えたりなんかしておるわけですが、こういうふうなことではともすれば達成できない

だろうと言わざるを得ません。

時間になりましたので、これで私の質問は終わるわけでありましても、いずれにしても、人事管理の問題とかあるいは定員削減の問題、特殊法人の問題、そしてまた配置転換の問題等、山積する問題が意外とどこも進まないというところの実態を明らかにしたわけでありまして、ぜひ政府においても不返転の決意で、それらの問題と臨調が七月に答申を出される問題について、行政管理局長官としてはどのようにこれから受けとめてお進めになるかをお聞きいたしまして、質問を終わります。

○中曾根国務大臣 七月の答申をいただきましたら、内閣としてはよくこれを点検いたしまして、最大限にその答申を尊重して速やかに実行に移すように努力したいと思っております。

○鈴切委員 以上で終わります。

○石井委員長 沢田君。

○沢田委員 大蔵の方から出張つてまいりました。関連する案件について若干質問をしていきたいと思っております。

一つは、行革に関連いたしまして大蔵関係で百四十四本の法律が一括して出されることになったわけでありまして、簡単に申せばこの法律は、それぞれの委員会がそれぞれ期限の来たものについて処理をしていくというそのたてまえがなぜとられなかったのか。これは政府の怠慢なのか各省の怠慢なのか。こういうものをわざわざ一括して廃棄物処理場みたいにごみ屋みたいな集めてこういうところで処理をするというのは、官僚としての責任もさることながら、提案した政府の責任というものも基本的に存在するのではないかと。やっぱり出す以上は、その委員会でも、何も分割しと私は言うんじゃないかと、その都度その都度やはり整理をしていくことがたてまえなんじゃないかと思うのです。これ以外にも、今後もあると思うのです。わざわざこれを十年で区切った理由というのは、諸法令でという理由に基づいてこの十年で区切ったのか、まず第一点と

してお答えをいただきたいと思っております。

○佐倉政府委員 法令整理の問題でございます。実効性喪失等の問題でございますが、これは先生御存じのことでございますが、昭和二十七年に三百七十五件の法令整理を行っておるわけでございます。今回のことは、それに引き続いて今回の措置になったというところでございまして、これは、この前から二十年以上経過しておるわけでございまして、けれども、この間にその実効性を喪失するに至った法律を政府の内部において統一的な観点から洗い直しまして、その結果としてこういう御提案を申し上げておるわけでございまして。

その都度やっていくべきだというお話でございますけれども、なかなか短期間にこういう法令整理を実行していくというところはいろいろな点からむずかしい点もございます。ただ、二十年近くも放置しておいたということは必ずしも適当な期間であるというふうにも考えてはおりません。適切な時期にある程度まとめて廃止といったような措置を講じていくことがやはり一番望ましいのではないかとこのように考えております。

○沢田委員 答弁になっていないんですよ。それはこういうふうなまとめないで、それぞれの所管の委員会があるわけですから、いま審議しろと言っているんじゃないですよ、あり方として、それぞれの省においてそれが必要かどうか判断をしながら対処をしていくというのが筋道ではないのか。言うなら子供を産みつ放しにしてはほっておいて、後どこか屎尿処理場に入れて処理するということのような形の提案の仕方、それから各省の責任体制というものは、やっぱり若干問われるんじゃないですか。

また、いまの答弁では、いろいろな点から無理と言っている。いろいろな点から無理というのには、答弁になっていないんじゃないですか。やはり法律案を提案する以上は、もう少し根拠を持って提案すべきであって、何だか八つあんとくまさんの話みたいなもので、いろいろな点から無理なんですと、落語じやあるまいし、そういう不見識

な答弁でこれをごまかそうなんて、これは全くもって許すべからざる発言なんで、この点は訂正してもらわなければいかぬと思う。

一体なぜ十年で区切ったか。十年以上さかのぼっても、さらにまたあるいは去年、おとしつくれたものでも、すでにその効果が失われているものもたくさんある。それをあえて十年と区切った理由は何なんだろうかと、これもまた答弁がなかったら、よく聞いておいてください。

○佐倉政府委員 前回やりましてからもう二十年以上経過しているわけでございまして、十年よりはもっと経過しているわけでございまして、それで、これは各責任の省庁等におきましては、常にいろいろ所管の法律につきまして検討はしているわけでございまして、これをまとめてこういうふうにするという措置をとるには、先ほど申し上げましたように、政府内部において統一的な観点からこれを洗い直す綿密な作業が必要であるという点から、そう短時にやれなかったものでございまして、これからは、先ほど申し上げましたように二十年たつていこうことは決して適当であるというふうには考えておりませんので、毎年とか何年置きとかいうふうには、そう短期間にできるものではないかとも思いますけれども、十分にその点を研究し、検討させていただきますと思っております。

○沢田委員 その次のは答弁してないじゃないか。一番新しい大蔵関係で言うと、昭和四十六年度の米の生産調整奨励補助金に関する所得税、これが昭和四十六年、四十七年にもあつたし四十八年にもあつた。あるいはそれ以外にも所得税及び法人税の特例に関する法律、こういうものもその次の年度もあつたのに四十六年以降は提案してない。なぜ四十六年以降は提案しない、この四十六年に区切ったか。その根拠を明らかにしてほしい。よく聞いていて答弁しなければだめですよ。

○佐倉政府委員 ただいま具体的なお話でござい

ましたけれども、御提案申し上げていない分はまあ実効性が喪失していないというふうに判断されたものだということでございます。

○沢田委員 法律的に言ってください。たとえば、米の生産調整あるいは一時借り入れ、特例公債、どういふ法律上の無理がありますか。言ってください。

○佐倉政府委員 ただいまの点につきましては、大蔵省の方で洗い直しをいたしましたが、ものでございまして、本来大蔵の方から御答弁いただくことでございまして、ちよつと来ておりませんので、……。

○沢田委員 私は、大蔵省所管の百四十四本の法律を一応全部目を通させてもらいましたが、ほかの関係についても同じなので、一応十年間で恐らく無難だろう、考え方としては各省四十六年でまとめたのでしよう。五十七年だから十年間までのもので全部整理してしまえ、そこにはあなたの言う法律根拠なんてないのだよ。これは、大ざっぱに言えば十年間ならばはば無難なのだろうという安易な発想がこの法律の廃止の提案の根拠なのじゃないですか。それは各省のほうで言うのだから、大蔵省、来ているのなら大蔵省はなぜこれを四十六年を限度として区切ったのですか。四十七年、四十八年、四十九年とその年度限りの法律はあるはずで、それをなぜこの十年間残しておこうとするのですか。その点も御回答いただきたいと思

います。

○佐倉政府委員 いま先生、十年を目安にやつたのだから、こういうお話でございまして、大蔵省の細かな話になって恐縮でございますが、大蔵省の分でも四十八年のものでございまして、それから、ほかの省では五十年とかそういうものもございまして、ございまして、あながち十年を目安にしたというだけではないというふうな考えでありますが、十年ぐらいいない安全だろうというふうなことを基準にした、そういうことではないというふうな言えると思っております。

○沢田委員 では何のですか。何を基準にして

やったのですか。何を物差しにしてやったのですか。

○佐倉政府委員 適用対象の消滅その他の理由によって実効性が喪失しているかどうかということが判断基準でございいます。

○沢田委員 それならば、まだ特例公債の問題であるとかその他の問題でたくさんあるでしょう。提案されている法律案の中で、あるのじやないですか、これ以外にも。たとえば米の調整の問題にしてもそうです、四十七年も四十八年もそれぞれ廃止してもいいものがあるのじやないですか。

○佐倉政府委員 先ほど申し上げましたように、実効性が喪失しているかどうかというところの判断でいろいろ疑問の出たものもあるわけではございますが、その疑問の出たものについては、さらに検討するというところで今回の措置に入れないものも当然あるわけではございます。

○沢田委員 具体的に聞いているので、じゃ、四十七年のたとえば米の調整資金の問題にしてもあるいは農業共済の資金にしても、皆その年度限りでしよう。その年度限りで、翌年度から返還を始めて、すでに返還されているものもある。どこに実害が伴うのですか。その点、一応お答えいただきたい。どうせやるならば、そこまでいかなければおかしいでしょう。

○佐倉政府委員 単年度のなふうに見えても、権利義務の承継の問題とかその他で現在すぐに法律をなくしてしまっているのかどうかというような問題が生ずるものがございます。その辺を精査しまして、先ほど申し上げましたようにいろいろまだひっかかりのあるものは残している、あるいは疑義のあるものは今回の一括法案の中に含めていないということでございいます。

○沢田委員 私は具体的に聞いているのですよ。たとえば農業共済の一般会計からの繰入金などについて、債務まで含めて返済がすでに完了してしまっているものもある。そういうものはなぜ残しておくのか。その線引きは何でやったのか。いまの抽象論はわかりませんが、具体的な法律について、では四十七年の分はどうなっているんだ。それはすでに返済が終わっているでしょう。そういうものは、ではどうしてここで上がってこないのか。

だからそういう点は、廃棄物処理じやないけれども、やはりその省の省が、いまの、あなたが知らない窓口で答えているということとか、かわいそうだと思う。これは大蔵省がつくってきただけで、それ以外についてあなた方は発言権がないんだから。だから、その省がその省の責任において処理していくという平常の扱いというものが基本的に必要なんじやないのかというのをい

ま私は言いたいわけなんです。何も二十年まともてやるとかということじやなくて、時限立法もあるし、そういうものは、通常国会はそのために開かれるんだから、その中から不要なものはその都度の都度処理をしていくという平常の努力が必要なんじやないのかということをお私に言えと言っているわけなんです。出し方が、まとめて出したのがけしからぬとかけしからぬより以前の問題として、そういう平常の、そんなことを言っているは申しわけないけれども、そのための役人じやないのですか。そう私は思うのです。その点、ちょっとお答えいただきたい。

○佐倉政府委員 法律を常に見直せという点については全くそのとおりでございいます。今回まとめますに当たっても、従来いろいろ議論し実効性喪失について精査していたものをまとめさせていただいたということではございますので、平常からそういうことの作業が必要であらうという御指摘は、そのとおりだと考えております。

○沢田委員 ですから、日限の来ているこの次の問題等についてもその扱いをやっていたら、つづきもりのあるのかどうか。その点だけ確認をしておきたいと思ひます。

○佐倉政府委員 法令整理は行政改革の一環として行っているものでございまして、行政事務の簡素合理化の観点から、必要であれば当然検討し、やっていきたいというふうな考えております。

○沢田委員 若干関連する法律について重ねて伺いしますが、一つには、道路公債法というのが大正九年に出されております。今日、揮発油税、軽油引取税が道路財源、特定財源で臨調あるいは行

革でもいろいろ議論をされているところでありまして、わざわざ道路公債法という法律がある。だから、道路は財政からも出したりしておりますけれども、道路公債なら道路公債を出して、特定財源と言われている重量税その他は一般財源に繰り入れる、これも一つの道ではないか。いま借金が多

いから、いまの時期で妥当であるかどうかは別問題として、どうしてこの法律を廃止しようとするのか。借金が多くなるからということであるかもしれぬけれども、それならそれなりに改正をしながら生かしていく、そして一般財源に片一方を向けていくということも考えられると思うのです

が、いかがですか。——じゃ後で結構です。ちよつとこれは答弁者が……。後で結構です。じゃ続いて、一応これは行管庁はそれぞれ取りまとめただけであつて、余り内容は審査しなかつたんだ、レクチャーのときにはそう言われて、なるほどそうか、これだけの法律の内容を検討するのは大変だ、各省で皆出してきたものを一応そのままそろえて出したんだ、こういう意向ですけれども、やはり取りまとめた責任省庁として、これも後で結構ですが、一応申し上げて、御回答いただきたいと思ひます。

それから、これは大東亜戦争のときであります。一時、現金として交付するための公債発行に関する法律、これは完全に終了したということが断言できるのかどうかということが一つあります。い

わゆるまだ保有をしておつて請求をしない、これは時効だというなら時効で結構であります。それから昭和二十一年に同じく出された軍人及び軍属以外の者に交付された現金国庫債券を無効とするに關する法律、これも同じように時効ということができるのかどうか。戦争という事態がありましてから、この点は問題があるのじやないのかということが言えます。

それからもう一つは、臨時宅地賃賃価格修正法というものが昭和二十四年に出されました。臨調には地代家賃統制令を撤廃しろというふうな意見が出されておつたのであります。その場合、その提案を見送つたようでありまして、その場合には、二十四年の臨時宅地賃賃価格修正法という法律は、歴史的に見ればこれは一つの現在の宅地並み課税

その他の賃借の關係において置いておく必要があるのではないだろうか、歴史的な過程としての存在価値はあるんじやなかろうか。これは相手が建設でありまして、大蔵の立場から見ると、やはり土地税制という分野においては歴史的な過程として置いておく必要があるんではないかという気がいたしますが、その点はいかがですか。御回答をそれぞれ賜りたい。

これも担当者がいなければ、次の質問に入つて、後で回答していただきたい。どちらにするかをお答えいただきたいと思ひます。後ならぬ、それを一言言つてくれればいいです。

○佐倉政府委員 担当者から、後から御報告申し上げます。

○沢田委員 じゃ、これは法律案に關することでありまして、その点は後で御回答をいただきたいと思ひます。

次に、これは大蔵省関係で物納關係の處分の適正のために、いわゆる最高価額と、次の最高価額者を補欠として認定をしていくという方法をとる、これは法務關係の競売でもすでにこの方法は取り扱われるようになっていようであります。

（委員長退席、佐藤（信）委員長代理着席）

そこで行管としては、行管としての立場と大蔵としての立場なんでありまして、すべての行政にこのことは適用をしていく方向をとるつもりなのかどうか。たとえば、談合の問題もありませんけれども、一般の入札の問題にも適用するのかどうか。この方法は、いわゆる政府の方向として、方針として、入札の手続としてのやり方として一貫したものとして受けとめていくのかどうか、あるいは競売と物納処分だけなのか、あるいは警察の故買

品の処分、遺失物の処分、そういうものについて同じようなことが適用されるのかどうか。何か統一性が欠けているように考えますので、この点お答えをいただきたいと思ひます。

○中政府委員 国税徴収法により不動産の売買とほかの法令との均衡がとれておるかということですが、先ほどからも御指摘ございましたように、今回の整理計画等を考えます場合に、一時的には各省庁の審査にゆだねたわけでございます。内容内容によろしくと思ひますが、今回は民事執行法との関係の調整は一応考えられておるようでございますが、ただいま御指摘ございました一般的な契約関係の入札の方になりますと、これは若干性格が違うのではないかとと思ひます。

今回の法案の内容を見ますと、見積もり額の公告というふうなものが出ておまして、この辺は普通の契約のあれとは違うのではないかと。そういう意味合いでは全体の物、物によって実態が違ひますので、今回は全体についての考え方の統制ということはやっております。

○沢田委員 まあ失礼な言い分だが、不勉強だと思ふのです。たとえば警察の遺失物の処分もありますよ。国鉄の遺失物の処分もありますよ。あるいは自転車等の廃棄物に似た処分もありますよ。あるいは官庁として考えれば、一般の雑誌、新聞類の処分もありますよ。いわゆる官庁の業務の合理化というものを考えれば、競売については一応法律改正をやった。今度は物納処分の問題についても一応そういうふうな国税収納金としてやりました。じゃ、その他はどうなんだ。なぜその辺ぐら

いの知恵が回らないのですか。そういうものについて、同じような扱いをしていくという方法にこれからきつと順次なるでしょう。恐らくそういう方向なんでしょう。そのつもりでこれは提案しているんでしよう。あとはもう切斷してしまつて、考えていないのですか。その点はつきりしてください。

○中政府委員 お答え申し上げます。いまの時点では、先生御指摘のようなどころま

では私どもの考えは至つておりませんが、考え方としては、今後はそういう方向に行くべきものとも私も考えております。

○沢田委員 だから、これは不適当だということですが、やはりこういう方法を適用するということならば、各省にそういうものがどれだけあるんだろう、やはりそれを見きわめて提案をしていく、統合性を図る、整合性を図っていくということが行管庁なりの仕事じゃないですか。ただ各省からばつんと出てきたから、そこだけはこう案を張りますよ、そういう式でこの法案を提案するというのは、ちよつと不認識のそりを免れぬんじゃないですか。たとえば一歩譲つて、一般入札は外していいです。しかし遺失物であるとかあるいは雑誌、書類の官庁の処分するべきもの、雑収入に入つてくるようなもの、そういうようなものについてもやはり一貫性を持つてこれは提案をするのが筋じゃないかと思ふのです。その点どうもちよつと認識を欠くというか、ちよつとそれは不意でであつたんじゃないですか、どうですか。

○中政府委員 先ほどからも御答弁申し上げておりますように、今回の場合はまず全般的な整理を促進するというところで、横並びまではいっていませんが、私どもも一応の所管の官庁でございまして、一応は検討はいたしました。今回の場合は不動産というふうなものが主体でございまして、見積もり価額あるいは保証金といったような制度がございまして、大きなものはとりあえずということ、考え方といったしましては先生のおっしゃるようなことであるのが政府としての任務かと思つております。

○沢田委員 そういう言いわけを言うからよいいよくないんでね。そういうことを、言いわけじやなくて、これは確かにミスでした、こうやってまとめて出すのが筋ですよ、言うのが当然でしょう。これはうっかりしたんです。警察まで手が回らなかったんだ。だから泥棒はつかまらない、これは手が回らないんだから。そういうことなんです、たとえば警察の遺失物にしてもそのとおりな

んです。遺失物の処理に当たつて、国鉄の遺失物に当たつて、そのとおりなんです。だから、そういうものを全体的に物を見るという立場が、そのセクト、セクトにかたまつてゐるものだから、全体の整合性が足らなくなつてきてゐる。

これはもうこれ以上やつても——これだから法律が全部だめですよと言つてゐるんじゃないです。そんな意地悪を言つてゐるんじゃないです。もう少しそういう整合性をきちんととるべきじゃないのかということなんです。私は競売はどううなんだろうと思つて調べてみたら、競売はもう法律が改正になつて、なつてゐるんです。そして、たとえばこれは国税収納の方がなつた。じゃ、たとえば遺失物はどうなんだろう。それで調べたらそうなんじゃない。あるいは官庁の書類だの何かの処分はどうなつてゐるんだろう。なつてゐない。だから、たとえば当初の人が何かの事情で夜逃げでもされれば、また入札しなければなら

ない、こういうことでしょう。なぜそのぐらゐのことが気がつかないのかというところが、実は問題なんです。具体的な問題じゃない。なぜそういう無責任な法案の提出をするのかということ、これは問ひたいわけですよ。お答えいただけますか。長官に聞くのはちよつと酷だと思ふから、長官の答弁の範囲外だと思ふし、これは官僚の仕事だ。

○中政府委員 今後、許認可の整理計画を立案いたします場合は、先生の御趣旨を十分勘案して実施したいと思つております。

○沢田委員 これはもうそれ以上詰めても、腹でも切るようになったのじゃこの程度のことではかわいそうだから、次に移ります。

そこで、二番手の抽せんというのはどういう意味ですか。これも今後の適用に当たつて、たとえば二番手の人が同じ価格であつた場合だけなんです。それとも二、三が二番手という意味に位置づけてゐるのですか。

○真鍋説明員 今回、国税徴収法の改正をお願いいたしました。次順位買い受け申込者の制度を設けることにつきまして、次順位二、三が同じ価格

で申し込んだ場合どうかという御質問だと思います。これにつきましては、抽せんを決めるということになつております。

○沢田委員 この二、三が同じ価格だけというふうには解釈してよろしいのですか。

○真鍋説明員 そういうことでございます。

○沢田委員 この方法はこれからいろいろな分野に行くだろうと思ふのでありますが、これの時効と、第一入札者が放棄した場合とか失格をした場合の条件、それから、選挙では三ヶ月になつていますが、その補欠者の効力の発効期限、失効する期限、それについてはどうですか。

○真鍋説明員 まず、入札と申しましようか、その最高価申込者を決定いたします際に、同時に次順位申込者も決定いたすわけでございます。そこで一定期間を経まして売却決定をいたします。そのときに、最高価申込者が買い受けるということ、代金を納付いたしましたときには、次順位はその段階で買い受ける権利がなくなる、失効する、こういうことになります。一方、最高価申込者がその段階で代金を納付しなかつたという場合には、次順位買い受け者がこれについて効力を持つ、つまり買い受けの効力を持つ、こういうことになつてゐます。

○沢田委員 これは、その意味においては非常に融通性があるのです。結果的には、納付の時期をいつにするか、これは大蔵省が握つてゐるわけですね。その納付の時期をどの程度に——それは一定の期間を決めて納付をしない、それが納付がされなかつた場合に、これでいきますと幾日で補欠者が有資格者になるのですか。それを具体的にいま聞いてゐるわけですよ。その補欠者が有資格者になつて、その有資格者がそれから幾日以内に納めなければ失効になるのですか、有効はいつまでですか、それを言つてください。

○真鍋説明員 ちよつと手続が複雑ですので、もとに戻りまして御説明させていただきますと、まず、公売をいたしますに際しましては公売公告というのをいたします。それから約十日間必要とし

まして、最高価申込者を決定いたします。それから七日後に売却決定をする。つまり最高価申込者が決定いたしました後でございませう。そこで、最高価申込者はその段階で納付すべしということになるわけですが、やむを得ぬ事情等がある場合には、それから十日以内ということでも延期できることになっております。つまり七日に最大限十日間プラスできるということでございます。

○沢田委員 これは細かいことをやっている時間が増えてしまいましたが、この十日以内の十日は、この前も自動車の車検でやりましたが、発生主義ですか到着主義ですか。それから、文書の入札も可能ですか。これは競売と同じ方法でいくのですか。それとも大蔵省は独自の方法をとるのですか。

○真鍋説明員 文書による入札ということではできないことになっております。立ち会いということでございます。

それから到着主義かどうかという話でございますが、決定の日ということでございますので、到着も何もございませう。決定ということでございます。

○沢田委員 民事執行法で、競売の場合の取り扱い規定というのは非常に細かく今度決められたわけですね。やはりそれは裁判所が扱うからということ、より厳格により明快にということ、決められたんだと思うのです。これだつてまだ十分でない。特に国税の処分にしても、一定の特定業者だけが集まってやられてしまうという経過もある。そこで競売の方では今度は文書による入札も認めたわけですね。一般の国民でも何でもい、だれでもそれによって入札することができるような道を開いたわけですね。これも業者との癒着とか、

いままでもいろいろ問題が出てきているところなんであつて、物納処分の場合も、これは国税収納金の方の取り扱いについてもやはりせめて競売並みの法律化された文書による扱いというものをすべきじゃないか。だから公示をして、それは到達主義でその日までに文書であらうと入札価格が入ってきたものは入札者とする。そのために七日以内のあれがあるし、第二の補充者も決めていくわけですから、当然その扱いにオープン化すべきであるというように思いますが、いかがですか。

○真鍋説明員 入札に際しましては、公正に物事が進みますようにいろいろ法制上も手当ていたしております。たとえば公売の実施に当たっては、いろいろ妨害行為とか談合が行われないようにということ、公売場であるとか近辺におきまして税務署の徴収職員が十分監視するとか、あるいは現実には談合とか入札妨害等をした者についてはその後二年間は公売に参加させないとか、いろいろ法的な措置を講じておるわけでございますが、文書による入札という方向も確かに検討すべき分野だとは考えますので、今後検討させていただきます。

○沢田委員 法律で決めて、国会の意思として競売の場合の扱いを決めたわけですから、せめて最低限度その水準までは守るのが、これは言うならば常識的に国会の意思であると思うのです。ですから、もしその水準に到達しないやり方をやっている省があるとすれば、それはやはり国会の意思を無視するということになる。せめて競売法で決めた程度の水準は最低限度確保すべきである、こういうふうには思いますが、原則的にそのとおり解釈してよろしいですか、いかがです。

○真鍋説明員 何分差し押さへ財産の処分と申しますのは、言つてみましたら滞納者の財産を処分するということでございますから、それは公正なものでなければいけませんし、滞納者の立場もその債権者の立場も十分考えていかなければいかぬということでございますので、いずれにいたしましても、いろいろいいアイデアなりそういったもの

のについてはやはり常々検討していかなければいかぬ、このようには考えておる次第でございます。

○沢田委員 ここで言を左右にすることは許されないので。競売も同じなんですよ。競売をされるということは、借金があつて、裁判になつて、負けた競売にされるのですから、そこには居住者納した人とか何ら変わりないのですよ。だからせめて、競売と同じ条件というのは、法律で決まらなければならない条件だから、その程度は確保すべきではないのかというのが私の言ひ分、それを言を左右にして何とか言い逃れようとするのは許されぬ。とにかく競売法でやっていると条件くらいは最低限度確保するというのがこれは官僚としての義務だ。どうですか、その点は言葉で濁しては答弁にあらぬ。

○真鍋説明員 現在の最高価申込者に限るという制度をさらに一歩前進させようということ、次順位買受け申込者制度というものを設けておるわけでございます。これで現段階ではこの制度については十全なものであるというふうには考えており、実際、現状におきましても特段の不自由等はかけていない、このように考えております。

○沢田委員 また大蔵でやり合いますが、そういう答弁をやつていたのでは話にならない。競売の中にもあるのだよ、本人も入札する権利、居住者も入札する権利も確保されているのですよ。それが法律でただ明記されたということですよ、今度、五十五年です。競売法を読んでいるのではありません。民事執行法の競売の部分。すべての条件をそこに書いてあるのです。その水準を守りなさいということを書いてあるのです。それを言を左右にして、守るといふ言葉が出てこないということ自身がおかしいのであつて、それは不勉強もいといふところですよ。その程度は、国会の意思なんだから、いわゆる競売に当たるものと同じ条件なんだからそれは住んでいる人の意思を聞くことも当然なんですよ、選考というのはないんだから、入札なんだから。それは、住んでいる以上は機会

を与えるというところに平等の原則が成り立っているわけですから。あなたのように言を左右にして何とかここを逃れようというのは、それは無理な話なんですよ。競売法で決まっている法律の精神は踏襲してやるといふのがこんなに時間をかけないで済む答弁なんだよ。あなたは何かそこで逃れて、ここで言葉をとられてはかなわぬかなわぬと思つてはならない。きちんと言ひ分けてください、時間がないのでございませう。

○真鍋説明員 どうも繰り返しては恐縮でございますけれども、いずれにしましても、改善すべくいろいろ努力し、検討し続けていくということとは必要だと思ひます。

○沢田委員 長官、どうですか。長官もよく御存じなんだと思うのですが、民事執行法の中で競売の手續についてはすでにそういうことで補充者も決まり、こういう方法でやるといふふうには決まっているわけなんです、国税の方でも、これは長官に聞いても無理なのかな、一般論としての常識で答えてもらふ以外にないんだけれども、こういうふうには決まっているのに、なぜ大蔵省だけが別な扱いをしたがるのか。そこが常識が通らない。これは競売の場合の国会の意思なんだから、競売の場合だけが特例なのかという、そうではないのですよ、今度は同じ方法をとつて補充者を選任する、それからその同じ方法をとつて補充者を選任する、それが業務の簡素化になる、だからそれがほかの業務にも通ずるのでしようと言つたら、その点は今後だ、こういうことでは、いままでの答弁で、それは話になりませんよと私は言つてゐるのです。これはたとへば遺失物の処分も同じことが言えるんじゃないですかということも提起しているわけですね。

十二項目用意したのだけれども、一項目で終わつてしまふ。情けない話なんです、とにかく大蔵省がこんなに頑迷固陋だとは、僕も同じ大蔵委員をしていながら恥ずかしいと思うのだけれども。

漏れているものがある、その点については大変申しわけなく存じておる、このように申し上げたわけでございます。

○沢田委員 一時本会議ですから、以上で私の質問は、若干余りましたけれども、残念ですが終わりますが、先ほど答弁のない部分、これまで勘弁してしまふのかということにもなるので、その間来ているのならあと二分ぐらい、五分前にはここを終わらせてあげたいと思いますから、答弁してください。——来ているの、あなた答弁できるの。できるのだったら、さつきできていたはずなんだ。それはいまから出てもしようがないからいい、勘弁する。勘弁するが、後でちゃんと報告できるように態勢を整えてもらうことを厳重に警告して、私の質問を終わりたいと思います。

○石井委員長 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。伊賀定盛君。

○伊賀委員 行政管理局長官に伺いたいと思います。

私は、地元で市会選挙をやっております、けさ豊岡を出発して汽車に乗りました。そして毎日新聞を見たのです。そうしたら、社説に「行革理念二次案への疑問」こう出ておりました、大臣もお読みだつたらもう読み上げませんけれども、（中曾根國務大臣「読んでいます」と呼ぶ）それでは、「勇み足」という言葉が出ております。これについて大臣どんな御感想を……。

○中曾根國務大臣 七月答申に關しましては、いま策定中でございまして、第一専門部会で総合的ないろいろな理念やら体系の問題を論じているところが多新聞に出たりいたしました。その論議の過程でまだ決まった問題ではない状態のものが

とらえられて論議の対象になったと思います。

もちろん、新聞に報道されました第一部の内容は大体そういう方向に流れている内容でありますけれども、私は新聞の論議に対してあえて論評を加えようとは思いませんが、やはり臨時行政調査会が仕事をやっていく上については理念が必要で、すし、将来に対する展望というものは必要でございまして、その範囲内に焦点を広げることが妥当であると思います。もしそういうものがなくして出された場合には、いままでも御批判がありまして、たように、その場当たり的な答申であるとか、あるいはいいところだけ食いちぎったとか、そういうような批判が出るので、総合的な視野のもとに各論もまとめられていくというやり方が正しいと思います。

そういう点においては、安全保障の問題やあるいは外交や、そのほかの国政に関する問題も論及されることは妥当であるとは私は考えております。また、あなたが福祉切り捨てという点でのみ批判されるべき問題ではないと思います。もちろん福祉は重要でございすけれども、あの中でも表現されました「成熟社会」という概念は、福祉も教育も充実した、また人間の常識も国際的に伸びてきた、そういう意味で「成熟」という言葉が使われておると思うので、「福祉」という言葉がなくなったからと言って福祉が無視されたものではない、そういうふうな考えを、以下そういう考えに基づいてあれを点検していただければ、あなたが新聞が批判しているようなものではないし、臨調の態度は必ずしも否定されるべきものではないと考えております。

○伊賀委員 私は、時間がありませんから、この問題で論議しようとは思いませんが、あわせまして、これも毎日新聞でございまして、四月十八日に冒頭に「国鉄改革」「分割民営化」、こういう見出しで出ました。長官は、今度の臨調は国鉄問題を解決すればほとんどその目的は達したと見てもいいという発言をしていらっしゃいます。まだ正式な答申ではありません。臨調部会が最終確認と

いうだけですから、いまはまだ決まっていとおっしゃればそのとおりかもしれませんが、この問題について大臣の御見解を承っておきたいと思

います。

○中曾根國務大臣 昨年の七月答申をいただきました以来、あれにも一部載っておりますが、三公社五現業、特殊法人の扱いにつきましては、効率性を非常に重要視いたしまして、民間程度の生産性を持たなければならぬし、また秩序、規律も持たなければならぬ、そういうことが指摘されております。そういう面から、三公社五現業につきましては、いままでのような官僚的な発想にとらわれないで、民間的な発想を取り入れた思い切った改革案を策定しておるものと思ひ、それは妥当であると思っております。

しかし、まだそれは決まったわけではないのであります。そして、ときどき新聞によって違う方向が出ております。それでもわかりますように、まだ決まったものはあるわけではないのであります。しかし大体の方向はその方向に流れていると考えて差し支えないと思ひ、私は妥当な方向であると考へております。

○伊賀委員 重ねて伺いますが、同じくここに、大手筋に猛烈な抵抗、官僚、自民党運輸族、労働組合、猛烈な抵抗があつて大変困難であらう、こういうことも言われておりますが、どうでしょうか。

○中曾根國務大臣 行政改革は、いつの時代にもありまして猛烈な抵抗、摩擦の中を中央突破していくのであります。まさにそういう状態でありま

す。ただ、官僚とか労働組合とか特定の名前をメキシオンすることは必ずしも適当でないと思ひます。

○伊賀委員 第一次臨調は失敗したわけでありまして、今回の第二次臨調も失敗するのと違つたので

すか。

○中曾根國務大臣 必ず成功すると思ひます。また、しなければならぬと思ひます。

○伊賀委員 もう一つ伺いますが、臨調のねらいを簡潔にちよつと伺つておきたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 ぜい肉を落として、簡素にして効率的な政府をつくり、二十一世紀に向かってたえ得るりっぱな政府をつくるということであり

ます。

○伊賀委員 運輸省に伺ひます。

今度運輸政策審議会から答申がありました。五十六年七月六日のこの運政審の答申というのは臨調と関係がありますか、ありませんか。

○後出説明員 このたび運輸政策審議会から答申が出されましたが、その契機といたしましては、実はそれに先立ちまして十年前、昭和四十六年に同じく運輸政策審議会から総合交通政策について答申が出されておりました。それがその後の背景、経済、社会情勢の変化に伴ひまして見直しが必要である、すなわち経済の基調が安定成長へと移行したと、あるいは産業構造が変化したこと、あるいはエネルギーあるいは環境あるいは財政上の制約要因が強まったこと、こういう要因を契機といたしまして運輸政策審議会が答申をしたものでございす。したがひまして、直接の契機といたしましては、運輸政策審議会の答申は臨調での御審議の動機というふうなものと関係なく充足しているわけではございす。ただ背景となる経済、社会情勢あるいは財政上の状況などについては当然共通した背景のもとでの議論が行われている、こういうことだろうと思ひます。

○伊賀委員 運輸政策審議会の答申のねらいを説明してください。

○後出説明員 そもそも交通政策の究極的な目標は何かということではございす。これは私どもでは、人と物の円滑なモビリティを確保すること、よつて経済の発展と国民生活の向上に資することにあるというふうな考えでございす。そのために、いかにして総合的な交通政策を確立するかということが今回の運輸政策審議会の審議の目的でございす。運輸政策審議会の答申につきましても、申し上げたような究極の目的を達成するためにどのような交通政策を総合的に確立していくかという

ことについて議論がなされたわけではござい

す。
○伊賀委員 確かに、運輸政策審議会の答申の「はじめに」というところにおっしゃったことを書いておりました。「人と物の円滑な」云々、「経済の発展と国民生活の向上」、一つは「明治政府は、富国強兵」、二つには「昭和四十年代になつて、云々、三つ目が「昭和四十六年に、本審議会において」云々、四つ目が「八十年代に対応する……、こういうふうには私は受けとめたわけでありすが、そこでひとつ具体的に申し上げたいと思います。

議員のところ全部にだらうと思いますが、国鉄からこの間貨物駅を八百体制に持っていくということ、こういうことが先生の地元の方でありますという報告を受けました。私は兵庫県の日本海側です。山陰線でありまして、貨物駅がいままです。各駅にあったものが、京都府の福知山から兵庫県に入りまして豊岡、鳥取県に入りまして鳥取、その間は余り詳しい駅名を申し上げても仕方がないのですが、和田山とか八鹿とか江原とか香住とか浜坂というふうなものがあつたわけですが、全部廃止になりました。これも臨調の目的でありあるいは運政審の目的であるかもしれませぬ。

私のところはちやうど新聞が一日おくれるのです。私は東京から郷里に帰るときにはいつも同じ新聞を二回読むことになるわけだ。おかげさんで新聞代が倍かかるわけだ。これもやはり行革と運政審のおかげかと思うのですが、この二つについて伺います。

○渡辺説明員 ただいまの国鉄の問題につきましては、運政審の中におきまして、国鉄が今後なお主要な陸上の輸送機関であるという認識のもとでの対応を答申をされております。その中では、効率的省資源低公害型物流体系の一環として貨物輸送を分担するというところで幾つかの御指示をいただいておりますが、今後の国鉄の方向といたしまして、その答申の中では、輸送市場の標的となる分野とそうでない分野を峻別して、その峻別され

た市場標的となる分野につきまして重点的な施策を講じていく。したがって、たとえばコンテナ列車輸送であるとか、石灰石等の物資別専用輸送であるとか、あるいは専用線扱いの大量輸送、そういう国鉄が鉄道として特性を発揮できる分野について集約、重点化して進めていくべきだという御指摘をいただいております。私もそのようにして、これは先ほど地域計画課長が申しましたように、運輸行政の方向としてこういう御答申をいただいたということでございます。

○伊賀委員 もう一つ伺います。運輸大臣の所信表明、いろいろあるわけですが、この中で、いま御説明のありました「運輸行政の分野におきまして、陸海空の各交通機関がそれぞれの特性を発揮できるような効率的な交通体系の形成が一層」云々とあるわけでありまして、この貨物の問題も、効率的でかつそれぞれの特性を発揮できる、だから国鉄よりもトラックの方が競争してそれぞれの特性を発揮して安くつくということ、いまの貨物駅が千駅体制が八百体制になると理解していいのでしょうか。

もう一つつけ加えますが、そうしますと国鉄よりも自動車の方がいい、そして日本通運よりもその他の民間の運輸会社の方がいい、その他の民間の運輸会社は労働基準法を適用されておりますからやはり運賃は高い、それよりも白トラの方が安いからいい、八百万台の白トラ、多くは申し上げませんが、ということになるわけですね。

○渡辺説明員 ただいまの点につきましては、運政審の答申の中におきましても、効率的な輸送物流体系を形成するという意味合いで、輸送機関それぞれの特長を發揮するという点にポイントを置いております。そして物流体系を形成していく中では、交通市場の原理にゆだねる。したがって、先生がいま御指摘いただきました点、ある部分ではそういう部門もございませうけれども、何も自動車に一元化していくということではなく、それぞれの交通機関が特性とする分野を發揮してい

く。そういうことにつきまして、市場原理のもとに選択がされていくことを原則としているというふうにご考えております。

○伊賀委員 今度の道路運送法の九十九条の改正も、より一層市場原理を適用していくというふうなことでしようけれども、これももう少し具体的に私の地元を例をとりますけれども、私の兵庫県の二つの運輸会社があります。いま言いましたように、国鉄の貨物駅が廃止になりました。かつて私の近所には日本通運というのが各駅に全部あったのですが、これもだんだんと民間の運輸会社にシェアを取られて、日本通運ももういま風前のともしびという状況であります。かつて千人近くおった者がいまではもう二百人を割っております。それは民間の運輸会社が近いから、安いからということですね。その民間の運輸会社には私の教子や知人なんかたくさんおりました。私はよく中身を聞くのですが、これはもう二・八通達も二・九通達もないわけでありまして、ろくに家族とか親子というような関係もなく、親子の団らん、家庭の団らんなんというものは全部犠牲にして、早くやめたい、やめたいけれども、何しろ過疎地域でありますから適当な職場がないからやむを得ず勤めておると、その従業員の皆さんはおっしゃっておられるわけなんです。

今度の改正案もそうでありますが、地域によりますとということかもしれないけれども、しかしそれは全国的な一つの勢いではないでしょうか。都市部では確かにおっしゃるようなことではないかもしれないけれども、特に農村部ではそういう傾向が強い。

それから、もう時間がだんだんと迫ってきますから同じくお尋ねしますが、今度はバスであります。多く申し上げる必要はありませんが、十五人平均以上を一種路線、十五人から五人までを二種路線、五人以下を三種路線で、三種路線は赤字だということ、いままで国、県が補助金を出しておりました。これを打ち切ろうということであ

ります。

これも私の地元を例をとりますと、系統別に言いますと、一種路線が二二％、三種路線というのが四八％ありました。そうすると、運政審答申に基づいて三種路線の補助金を打ち切る。それは第三セクターもしくはその地域の市町村で賄いなさい、こういうことになるわけでありまして。そうすると、兵庫県の日本海側と言われます一市十八町の地域であります。三種路線を打ち切られますと半分はバスがなくなるわけでありまして。その半分がなくなつて運転していくとするならば、継続するとするならば、市町村ということでありすが、一市十八町、市が一つしかない。その市も五万人に満たない市でありまして、あとの町はせいぜい一万から二万程度の町であります。それが赤字になるバス路線系統を維持するということになりまして、とてもこれはやれる話じゃないわけでありまして。市町村負担、もしどうしてもやろうと思ふなら、これはもうバス賃を三倍か十倍ぐらいに上げるか、あるいはそこで運転してもらつて運転手さんの月給を三分の一ぐらい打ち切るか以外に方法がないわけでありまして。

ですから、私は、臨調が勇み足ではないかという毎日新聞の指摘は、まあここで成熟社会とか福祉社会というような議論は別にいたしまして、逆行しているのではなからうか、臨調が強行されること、行政改革ができること、運輸政策審議会の答申が具体的に予算の中にあられてということ、は、逆行するんではないか、こういう感じがしてならないわけでありまして。これはいかがでしょうか。

○寺嶋説明員 バス路線に対します補助につきましてはお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

国といたしましては、地方バス運行対策補助金というものをしております。五十七年度政府予算案におきましては、財政事情のきわめて厳しい中でございまして、前年度比で四・八％増の九十四億一千三百四十四万を計上いたしております。政府といたしましては地方バス対策を

いかに重視しているかということがわかりたい
だけかと思ひます。

御指摘の三種路線の問題でございますが、平均
乗車密度が五人未満という、極度に乗車密度の低
い路線でございます。こういう路線になりますと、
路線バス事業として運行を維持していくというこ
とがきわめて困難になってまいるわけでございま
す。五十五年度の予算編成に当たりまして、五十
五年度以降、路線ごとに三年間の補助対象期間内
においてできるだけ需要を喚起して、あるいは路
線の再編成などを行ひまして二種路線に上がつて
もらふ、そういうことで路線バスとして存続でき
る条件を整備することとが望ましい、あるいは
それができない場合に、先ほど先生からお話
ございました市町村代替バスという別途の代替交
通手段を整備するというようなことから、地域の
実情に合った対応を選択していただくということ
を期待いたしまして、三年の間にそのような将来
のとるべき道を検討してもらふということ、三年
を限って補助をするということになったわけで
ございます。

それで三種路線補助の制度そのものは五十八年
度以降もなくなるというものではございませんで、
路線ごとに三年間でございしますから、五十五
年を初年度として補助を受け始めた路線は五十七
年度までになります。五十七年度から補助を受
け始めれば五十九年度までは補助が続くというこ
とになるわけでございます。

ただ、その切れた後はどうするかという点でござ
います。ただいま申し上げましたとおり、二
種に格上げになるか、あるいは市町村代替バスを
走らせるか、いずれかの道でバスサービスという
ものは引き続き確保していく。市町村代替バスの
道が選ばれた場合には、国が三分の一、それ
から都道府県が三分の一を補助するという制度に
なっておりますので、住民の足を全く切り捨てて
しまうということではございません。

なお御参考までに、現在全国で百四十一市町村
等がこの代替バスを走らせておるわけでございま

す。

○伊賀委員 三種路線を二種路線に格上げしても
らうなんて言ひますけれども、私のところは
ちよつと特別でして、いま日本の高齢化社会云々
と呼ばれておりますが、日本の六十五歳以上のお
年寄りが全国平均で九%です。私のところは一
五%なんです。欧州あたりが大体一五、六%で、も
う私のところは欧州並みの高齢化社会が来ており
まして、一番高いところは二一%という町があり
ます。そんなところで三種路線を二種路線に上げ
ろなんといつたて、それは文章だけでありまし
て、現実にはできないです。いかがでしょうか。

○寺嶋説明員 御指摘のとおり、過疎地域におい
て三種路線を二種路線に持つていくということに
は非常に困難が伴うことは事実かと思ひます。た
だ、バス事業者におきましていろいろなサービス
の改善に努めまして、たとえばフリー乗降区間と
申しまして、停留所以外のところでも乗客が手を
挙げればとまるようにするとか、あるいはバスが
走りながら音楽を流しまして遠くの村落の住民に
もバスが来たなということがわかるようにするとい
うようなことで、できるだけバスに乗ってもら
いやすくするということな努力をいたしております
し、それから市町村におかれましては、もっと
バスを利用しよう、利用してバス路線を残し
ましようという啓発運動をやつていただいている
ところも多数ございします。

（委員長退席、愛野委員長代理着席）
そのような努力で何とか三種路線を二種路線に
持つていきたいというふうに考へておるわけでござ
います。

なお、どうしてもそれが困難な場合の措置とし
て市町村代替バスの制度がございしますことは先ほ
ども申し上げたとおりでございます。

○伊賀委員 まあ議論をしてみたいところで仕方が
ありませんので、とにかくそういうことをしても
らつては困るということだけを指摘しておきたい
と思ひます。

もう一度運政審の答申の問題に入りますが、八

十九ページにこういうふうに出てくるのです。

「宿題として残された問題点。全部を読み上げ
ることは省略しまして、第一の宿題は「大都市圏
を中心として」云々、第二の宿題は「国鉄貨物輸
送の減少と」云々、第三の宿題は「物流を支
える基盤施設整備の」云々、こういうふうな書か
れておるわけであります。もう時間が迫りまし
たからこれも多く申し上げませんが、「大都市圏
を中心として」云々という指摘がありまして、過
疎についての指摘が何にもない。それはいまのバ
ス路線の廃止であり、貨物駅の廃止であります。

第二の問題点は「国鉄貨物輸送」と書いてあり
ますが、中曽根長官がおっしゃる通りに臨調の行
政改革は国鉄問題だと言われていますが、これは
その国鉄問題を抜きにした運政審の答申なんです。
だからむづかしいものは全部逃げて通つてお
る答申だと言わざるを得ないわけです。

それから三番目の「基盤施設整備」云々。これも
いろいろと書いておりますけれども、「整備水準
は地域間に格差があり」、格差があるということ
は、過密はますます過密になり過疎はますます過
疎になる、こういうことになるわけであります。
疎になる、こういうことになるわけであります。
疎になる、こういうことになるわけであります。
疎になる、こういうことになるわけであります。

時間がありまして、この運政審答申に基づい
て五十七年度予算に具体的に何と何が盛り入れ
てあるかということも聞きたいと思つておりまし
たが、私の時間はもうあと五分しかありませんか
らこれはやめます。したがって、後で結構ですか
ら、この運政審答申に基づいて八〇年代に対応す
るために五十七年度の予算で具体的にどこどこ
がどういふふうに変つたんだという御回答を文
書で、これは委員長の方にひとつあわせてお願い
しておきたいと思ひます。この宿題としての三点が実
は一番重大なであります。御答弁願ひます。

○渡辺説明員 いま先生御指摘の三つの宿題と申
しますのは、運政審答申の中に「物流政策のあり
方」という部分がございしますが、これには確かに
おっしゃいますように、三つの宿題という形で課
題を載せております。

ただ、これは、昨年運政審の答申をまとめるに
当たりまして、運政審の基本的な考え方あるいは
具体的な施策を提案するに当たり、従来からかな
り物流体系の効率化等進んでまいりましたけれど
も、なおかついまの時点で問題として残つておる
というのを「宿題として残された」という表現で、
先ほど御指摘いただきました道路混雑や環境、公
害問題、それから第二点は国鉄貨物輸送の問題、
それから第三点は物流を支える基盤施設整備の地
域的問題と挙げてございしますが、これは運政審を
まとめるに当たつてそういう整理をし、その上で
なおかつ今日の物流をめぐる政策的課題、たとえ
ば産業の物流ニーズに対応することあるいは物流
コストの低減化の方策、そういう政策的な課題と
いま先生が申されました三つの宿題とあわせ、そ
れに対して運政審の中では、その後それぞれ具
体的な対策としてこう進めていくべきだという御
指摘をいただいております。運政審
答申の中でそれを除いているということではござ
いしませんので、その点、御理解いただきたいと思
ひます。

また、回答につきましては調整いたしましたので、
予算等につきましては後ほど文書で回答申し上げ
たいと思ひます。

（愛野委員長代理退席、委員長着席）
○伊賀委員 もう時間が参りましたのでこれで終
わらせていただきますが、もう一度行管庁長官に
お伺ひします。

冒頭申し上げましたように、いまや臨調は勇み
足だ、そうした成熟社会とか福祉社会とかいうよ
うな議論は別にいたしまして、具体的にバス路線
の問題にしても貨物駅の問題にしても、あるいは
それぞれの特性を生かした効率の云々というよう
な、言葉はまことにりっぱでありますけれども、
過疎をますます過疎化し、過密をますます過密化

する、そういう方向に現に臨調に基づき、運輸政策審議会答申に基づいた運輸行政というものが逆行しておると私は思うわけであります。

そこで、もう一度申し上げますが、国鉄問題は臨調のかなめだ。私は自民党運輸議員でもなければ労働組合の幹部でもありませんし、運輸官僚でもありませんが、国鉄問題が民営もしくは分割ということになってまいりますと大混乱に陥るだろうと思います。行管庁長官はやはりこれはまだ正式な答申じゃないとおっしゃるかもしれませんが、大体そういう方向に流れておるといことは御指摘になったわけであります。したがって、大混乱が想定できるのに、それでも行政管理庁長官は、蛮勇をふるってでも国鉄問題をそういう方向に持っていくお覚悟でございますか。混乱いたしますよ。

○中曾根国務大臣 臨調がどういう結論を出してくるかわかりませんが、臨調が出してきた結論はこれを最大限に尊重して、そして改革に勇断をふるわなければならぬ、そのように思います。

○伊賀委員 もう時間がいよいよ参りましたからもうこれ以上申し上げませんが、国鉄の処理問題についてはかつての戦後の下山事件などというものを想起していただきたい。詳しいことは申し上げません。大混乱を予想されますから、ひとつ慎重に配慮されることを希望いたします、私の質問はこれで終わります。

○石井委員長 次回は、来る二十二日木曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十分散会